

徳島県監査委員公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人梶野正寛から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年四月十八日

徳島県監査委員

同	同	同	同	同
梶	西	大	鹿	岡
原	沢	寺	山	崎
一	貴	健	公	悦
哉	朗	司	弘	夫

令和4年度

包括外部監査結果報告書

「環境政策に関する事務の執行について」

徳島県包括外部監査人

梶野正寛

## 目次

第1章	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件の名称（テーマ）	1
3	監査を実施した期間	1
4	主な監査手続	1
5	監査従事者	1
6	利害関係	1
7	監査テーマ選定の理由	2
8	監査の着眼点	2
第2章	第3次徳島県環境基本計画の概要と監査の対象	3
1	第3次徳島県環境基本計画の概要	3
2	監査の対象	16
第3章	個別の事業に対する監査の結果・意見	18
1	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	18
2	環境モニタリング体制の整備	28
3	気候変動に打ち克つ農林水産適応技術開発プロジェクト	30
4	魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業	32
5	「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業	35
6	「気候危機」を迎え撃つ！県民運動推進事業	41
7	食品ロス削減とくしまモデル推進事業	44
8	プラスチックごみ資源循環推進事業	46
9	徳島県廃棄物処理計画推進事業	48
10	環境首都とくしま創造センター運営事業	50
11	「拡がる」環境活動普及啓発事業	57
12	地球にやさしい環境県民運動推進事業	61
13	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業	66
14	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業	69
15	新しい未来へ！徳島がはじめるSDGs実践プロジェクト（うち多様な主体と繋がる・広げる「エシカル消費」）	71
16	ゼロカーボンシティ推進事業補助金	77

1 7	未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業	80
1 8	「自立・分散型電源」導入推進事業	83
1 9	自然エネルギー協働推進事業	86
2 0	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業	90
2 1	水素エネルギー「社会実装」推進事業（事故繰越）	93
2 2	水質環境基準監視事業	95
2 3	豊かなとくしまの水環境を未来へ伝える事業	97
2 4	海域環境監視事業	99
2 5	工場・事業場対策の推進	101
2 6	土壌汚染防止対策事業	103
2 7	有害大気汚染物質監視事業	105
2 8	水質環境基準監視事業	107
2 9	地下水質監視事業	109
3 0	廃棄物適正処理総合強化推進事業	111
3 1	産業廃棄物適正処理指導事業	116
3 2	災害廃棄物仮置場実地訓練事業	118
3 3	希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業	120
3 4	「未来へつなぐとくしま生物多様性」活動推進事業	127
3 5	侵略的外来生物対策事業	130
3 6	第13次鳥獣保護管理事業計画等策定事業	135
3 7	四国のみち維持管理事業	137
3 8	鳴門公園施設老朽化等対策事業	140
3 9	剣山等施設整備事業	145
4 0	佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業	147
4 1	指定文化財保存修理事業費補助	149
4 2	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進	150
第4章	環境指標に対する監査の結果・意見	153
1	環境指標の設定・変更	153
2	環境指標実現のための取組	157
第5章	その他基本計画全般に対する監査の結果・意見	162
1	計画の進捗管理について	162

第6章 総括 .....	168
1 委託契約について .....	168
2 次の環境基本計画について .....	169
3 最後に .....	169

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

#### (1) 監査対象

環境政策に関する事務の執行について

#### (2) 監査対象機関

グリーン社会推進課、環境指導課、環境管理課、消費者政策課、文化資源活用課、鳥獣対策・ふるさと創造課、水産振興課、経営推進課、水・環境課、南部総合県民局保健福祉環境部、西部総合県民局保健福祉環境部

#### (3) 監査の対象とした期間

令和3年度。ただし、必要な範囲で過年度及び令和4年度も対象とした。

### 3 監査を実施した期間

令和4年6月10日から令和5年3月24日まで

### 4 主な監査手続

- (1) 監査対象事業の担当部局からのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、分析
- (3) 地方自治法第252条の38第1項に基づく関係人に対する調査
- (4) 事業関連施設への往査（関係書類の確認、ヒアリング）

### 5 監査従事者

#### (1) 包括外部監査人

弁護士 梶野正寛

#### (2) 包括外部監査人補助者

弁護士 戸田順也

公認会計士 井関勝令

### 6 利害関係

- (1) 包括外部監査人及び補助者は、次の(2)に記載の点を除き、いずれも監査の対象と

した事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

- (2) 補助者戸田順也について、地方自治法第252条の29所定の者が「指定文化財保存修理事業費補助」に直接の利害関係があるため、補助者戸田順也は、「指定文化財保存修理事業費補助」に係る監査から除斥した。

## 7 監査テーマ選定の理由

環境政策は、今日、地球規模の気候変動対策から個人の消費活動まで広範・多岐にわたり、あらゆる領域で環境への配慮が求められ、県民の意識もこれまでになく高まっている。

そうした中、県では「グリーン社会の実現」を重点テーマに掲げ、「GX」の実装に向けた未来への取組を加速させているが、県内の豊かな自然環境を保全し、また、環境関連産業を成長分野と位置付け発展させるため、県にはより積極的で強力な環境政策の実施が求められる。

現在の環境政策は令和元年7月に策定された第3次徳島県環境基本計画に則り執行されているところ、同計画は令和5年度を終期とする。そのため、本年度、同計画に基づくこれまでの環境政策の執行状況を確認・評価することが新たな計画策定にも寄与するものと考えられる。

以上の理由から、上記の監査テーマを選定した。

## 8 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

## 第2章 第3次徳島県環境基本計画の概要と監査の対象

### 1 第3次徳島県環境基本計画の概要

第3次徳島県環境基本計画（以下、単に「基本計画」という。）は、徳島県環境基本条例に基づき、令和元年度から令和5年度までの5年間を対象として、令和元年7月に策定された。

基本計画は、「脱炭素社会を徳島から実現！」との基本コンセプトのもとに4つの重点戦略を設定し、主要取組として6つの柱、20の分野が定められている。

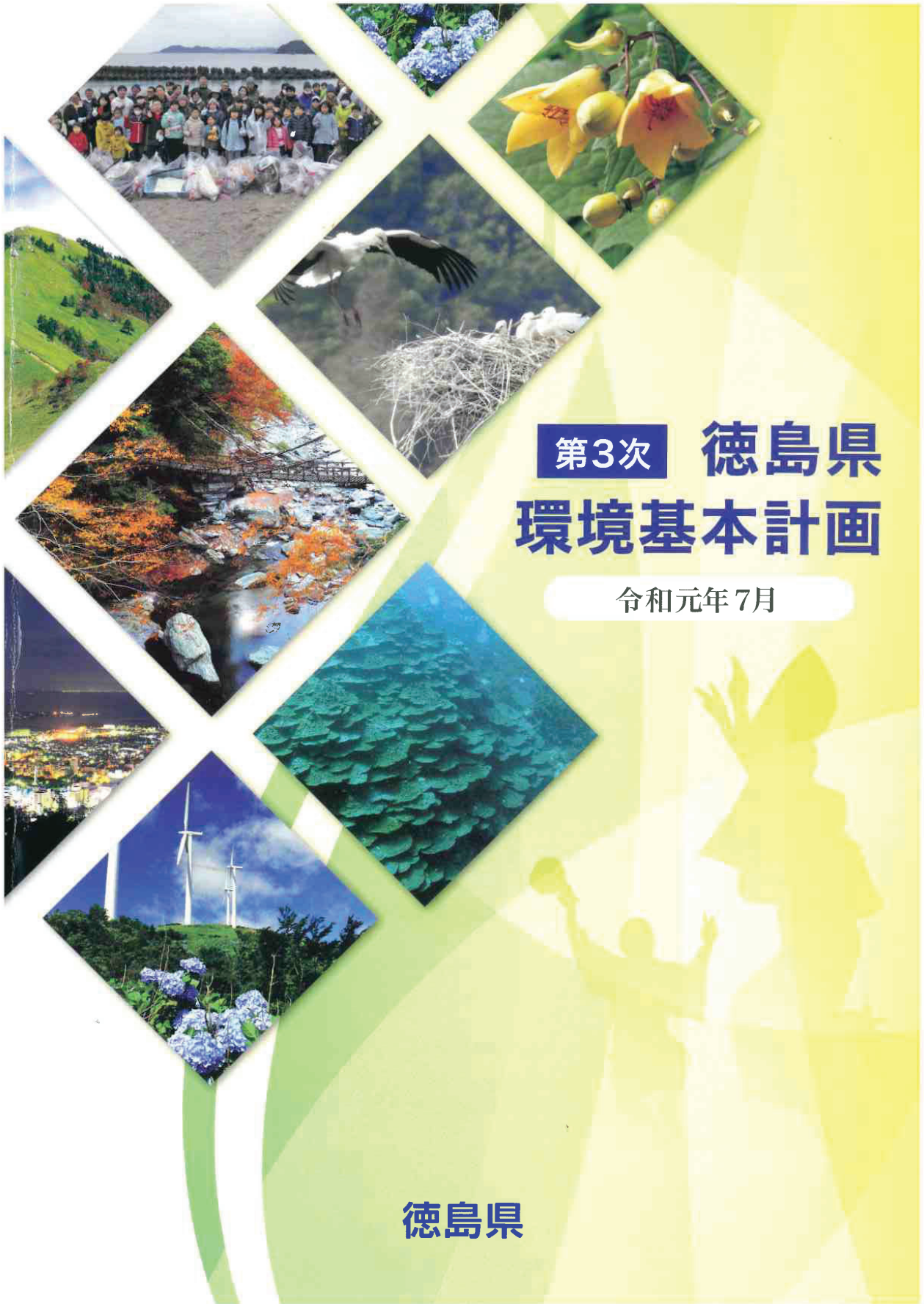
また、基本計画においては、これらの分類に沿って取組展開が紹介されており、このうち★印が付されたものは重点取組項目（今後5年間で特に重点的に推進する取組）とされている。

さらに、基本計画においては、重複するものを除いて合計47個の環境指標が設定されている。

県における基本計画についての主要な担当部局は、危機管理環境部・グリーン社会推進課である。



【資料：第3次徳島県環境基本計画】



# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画改定の背景

- 本県では、徳島県環境基本条例の下、環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした徳島県環境基本計画を2004年（平成16年）3月に策定しました。その後の環境情勢等の変化を受け、2013年度（平成25年度）に見直しを行い、「徳島からの環境イノベーション」を基本コンセプトとする第2次徳島県環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 2013年度（平成25年度）の見直しからこれまでの間、世界に目を向けると、2015年（平成27年）には、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、21世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」の採択など、時代の転換点とも言える国際的合意が立て続けになされました。
- 2016年（平成28年）のパリ協定の発効を受けて、世界の多くの国々が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、その具現化を図るため我が国では、「地球温暖化対策計画」を策定し、2018年（平成30年）にはSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指した「第五次環境基本計画」を策定しています。
- このような中、本県においては、全国で初めて「脱炭素社会」を掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開していますが、国を上回る温室効果ガス削減目標や自然エネルギー自給率の達成に向けて、その取組を一層加速する必要があります。
- また、引き続き「廃棄物のさらなる発生抑制」「大気・水質など生活環境の保全」「生物多様性の保全・回復」など、快適で安全・安心な環境を維持するために、息の長い取組を進める必要があります。一方、生態系に及ぼす影響が懸念される「海洋プラスチックごみ」の対策が喫緊の課題となっており、2019年6月に我が国で初開催されたG20においても、2050年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする目標が共有されました。
- こうした、環境を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、今、私たちがなすべき方向性と施策を盛り込み、徳島県環境基本計画を改定します。

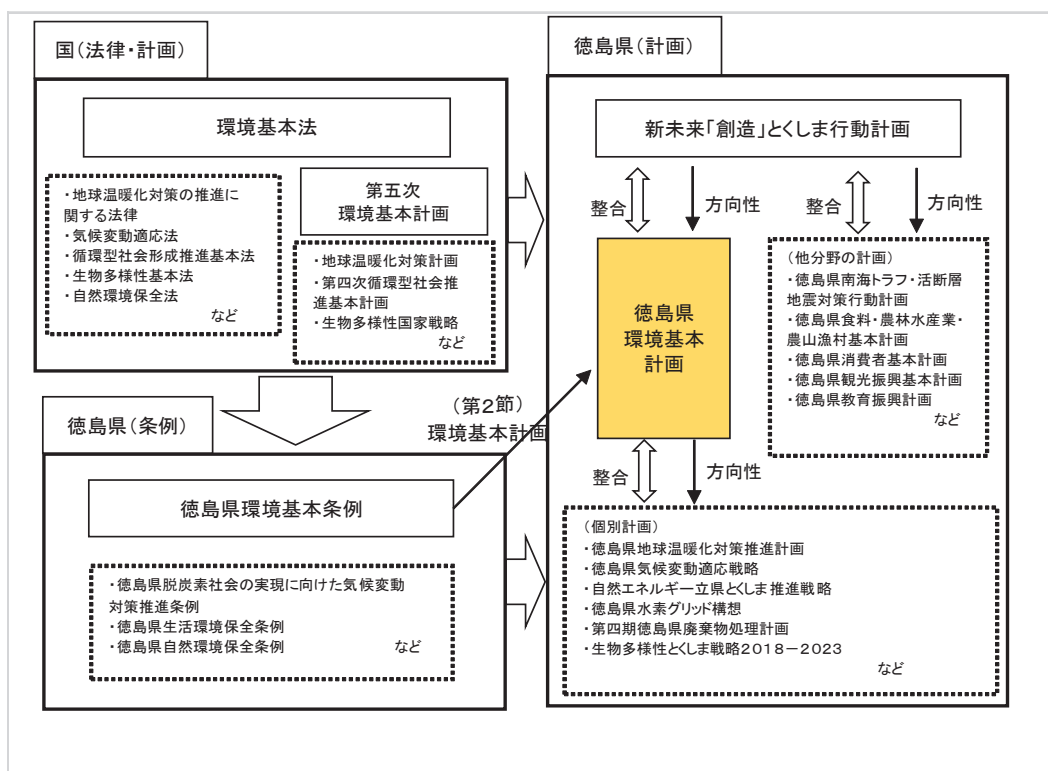
# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 2 計画の位置づけ

○徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

- ①環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- ②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

○本計画は、「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年4月2日法律第17号）第8条に規定する本県の方針を包含します。



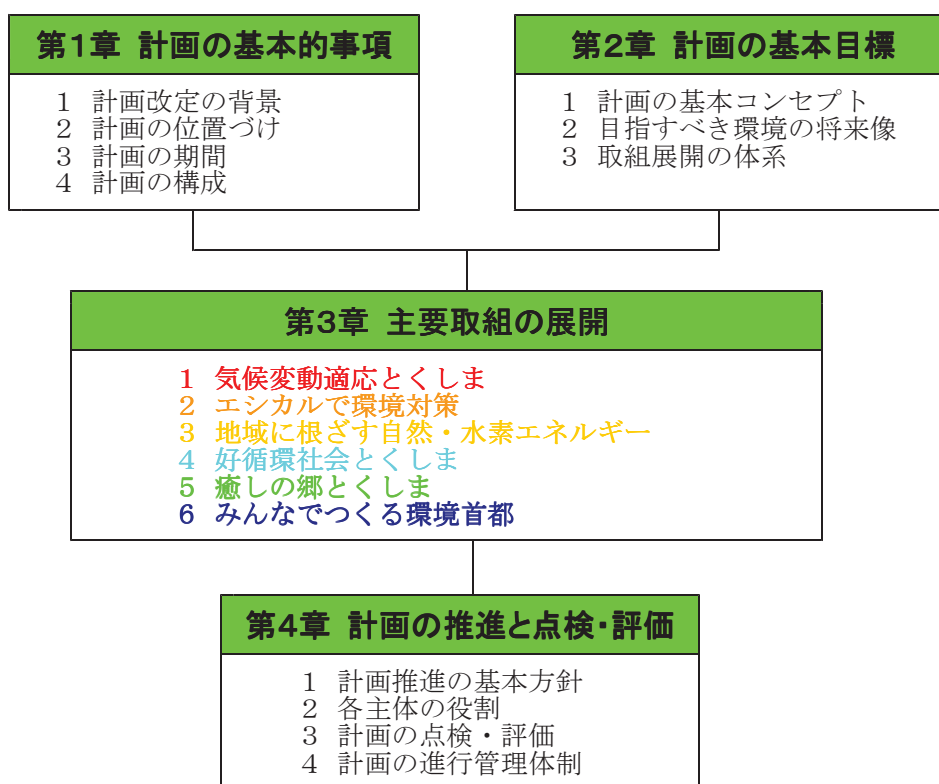
# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 3 計画の期間

- 2019年度から2023年度までの5年間とします。  
ただし、環境課題や経済・社会の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の構成

○本計画は本編4章より構成されます。



# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 第2章 計画の基本目標

### 1 計画の基本コンセプト～SDGsとの関連～

#### (1) SDGs（持続可能な開発目標）と本計画の関連性

現在、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っています。2015（平成27）年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsとは、環境・経済・社会をめぐる複数の課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030年を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。



今回の計画改定では、一つの課題解決が、実は複数の課題を統合的に解決することにつながるSDGsの考え方を取り入れ、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の構築を目指します。



# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## (2) 基本コンセプト

今後5年間の基本コンセプトとして、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスがとれ、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指して、

## 「脱炭素社会を徳島から実現！」

を掲げます。そして、取組の推進を図る上で、次の4つの重点戦略を設定します。

### ① 気候変動に適応した持続可能な社会づくり

くらしの様々な場面に現れている気候変動の影響に対して、その被害を回避・軽減、また影響のプラス面を活用することで、将来にわたり持続可能な社会を形成します。

### ② 環境に配慮したエシカルなくらしづくり

一人ひとりの消費行動が地球環境に多大な影響を及ぼすことを自覚し、環境や人、社会、地域などに配慮した倫理的な消費（エシカル消費）の普及を推進します。

### ③ 自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり

温室効果ガスの更なる削減に向けて、地域資源を活かした自然エネルギー及び究極のクリーンエネルギー水素の最大限導入や、脱炭素型ライフ・ビジネススタイルの浸透を図ります。

### ④ 生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

地域が一体となった取組により、本県の豊かな生物多様性を保全し、コンパクトな循環型社会を形成します。

## 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

### 2 目指すべき環境の将来像

“ 健全で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信！  
「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」へ”

徳島県環境基本条例の前文には、「健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していく」ことを明記しています。

恵み豊かな環境が保全され、経済社会も成長し、環境・経済・社会の調和する持続可能な社会を創出し、「住んでみたい」そして「ずっとここでいたい」と思える社会を目指します。



# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 3 取組展開の体系

環境施策は、6つの取組の柱を設け、次の体系に沿って展開していきます。





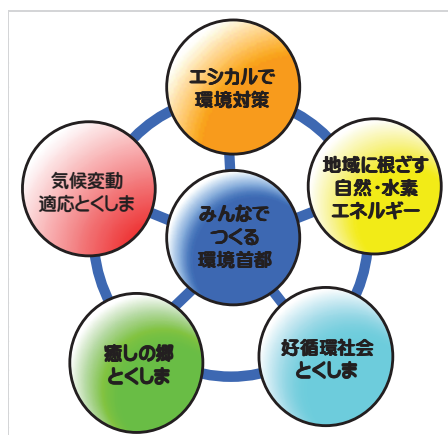
# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 《主要取組・6つの柱の相互関係》

第3次徳島県環境基本計画に掲げる6つの柱は、それぞれ独立しているようで、実は非常に関連性を持っています。

中心には、私達一人ひとりの、そしてパートナーシップによる、自主的・積極的な環境保全への取り組みがあります。

「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」の実現のためには、その問題に直接に関係のある課題のみならず、それに関わる複数の課題を意識して、同時解決を図ることが必要です。



### ○「プラスチックごみの削減」を例とした「6つの柱」「SDGs」との関係

主要取組の「2 エシカルで環境対策」には、近年、世界的な環境課題として大きくクローズアップされている「海洋プラスチックごみ」問題への対策を記載しています。

私達の身の回りにあふれているプラスチック製品はとても便利で、生活に欠かせないものとなっています。しかし、これが海に流れて「プラスチックごみ」になってしまうと、海の生態系に、さらには私達の生活にも大きな影響を及ぼすとされています。

きちんと廃棄されず海に流れ込み発生する「海洋プラスチックごみ」は、世界各地で大量に発生しています。

海を漂うプラスチックごみを、ウミガメなどが餌と間違えて飲み込んだり、ごみに絡まって窒息死してしまうのです。さらに、紫外線などで劣化し細かく砕けて5mm以下となった「マイクロプラスチック」は、有害物質を吸着する性質を持っており、小魚などがマイクロプラスチックを取り込むと、それを食べる魚に有害物質が蓄積されます。

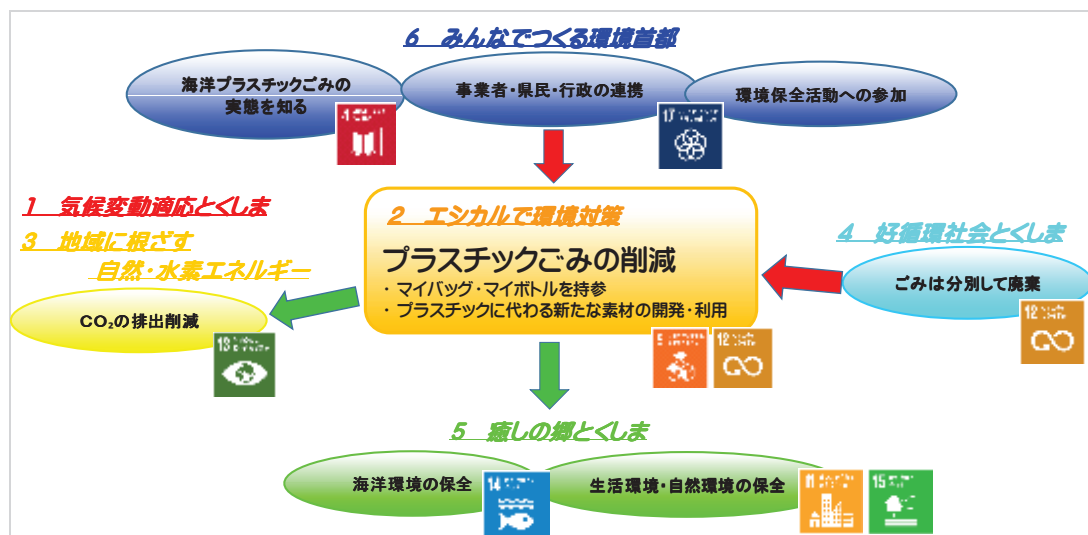
つまり、食物連鎖を繰り返す中で有害物質が濃縮されていくのです。



(出典) 環境省「海洋プラスチック問題について」

プラスチックごみの削減を中心とした、第3次徳島県環境基本計画の主要取組・6つの柱とSDGsの17ゴールとの関係は次のとおりです。

## 【資料：第3次徳島県環境基本計画】



早急に対策が必要な世界的な環境問題である「海洋プラスチックごみ」ですが、この問題を解決するための“プラスチックごみを削減する”というひとつの課題をとっても、このように様々な相関関係が浮かび上がってきます。

プラスチックごみの削減のための対策が、一見関係がないように思える気候変動対策につながっています。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動対策などは、非常にグローバルな問題であるにも関わらず、実は私達一人ひとりのライフスタイルに大きく左右されるのです。

# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 資料1 環境指標

指 標	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
<b>1 気候変動適応とくしま</b>				
1-1 県内イベントとタイアップした電力供給による啓発活動の実施数	—	—	2022年度	5件
1-2 「公的管理森林」面積の拡大(累計)	2017年度	6,152ha	2022年度	12,300ha
1-3 気候変動への適応に関する啓発活動の実施数(累計)	2018年度	2件	2023年度	14件
1-4 「地域気候変動適応センター」の設置	—	—	2019年度	設置
<b>2 エシカルで環境対策</b>				
2-1 「おいしい徳島！とくしま食べきり運動協力店」登録店舗数(累計)	—	—	2022年度	35店舗
2-2 食品ロス削減の啓発活動の実施数(累計)	2017年度	11件	2022年度	60件
2-3 マイ「バッグ&ボトル」キャンペーン参加人数(累計)	2017年度	7,920人	2022年度	12,500人
2-4 プラスチックごみ削減協力店店舗数(累計)	—	—	2022年度	11店舗
2-5 プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数	—	—	2022年度	24市町村
2-6 「とくしま環境学講座」及び「親子環境学習教室」の受講者数(累計)	2017年度	2,749人	2022年度	9,100人
2-7 新 学校版環境ISO認証取得割合	2017年度	84.0%	2022年度	88.0%
2-8 環境アドバイザー派遣件数(累計)	2017年度	747件	2022年度	1,100件
2-9 エシカル農産物の栽培面積	2017年度	1,415ha	2022年度	1,640ha
<b>3 地域に根ざす自然・水素エネルギー</b>				
3-1 県民の省エネ活動に対するインセンティブの付与(累計)	2016年度	—	2020年度	5地区
3-2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の啓発活動の実施数	2017年度	4件	2022年度	14件
3-3 「とくしまエコパートナー」締結企業・団体数	2017年度	5企業・団体	2022年度	30企業・団体
3-4 「水素社会啓発・体験ゾーン」等での環境学習参加者数	2017年度	335人	2022年度	700人
3-5 カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数(累計)	2017年度	137企業・団体	2022年度	160企業・団体
3-6 業務用冷凍空調機器の管理者に対する立入検査の実施(累計)	2016年度	10件	2020年度	100件
3-7 「気候変動アワード」の表彰数(累計)	2017年度	2件	2022年度	16件
3-8 自然エネルギーによる電力自給率	2016年度	25.7%	2030年度	50%
3-9 県内イベントとタイアップした電力供給による啓発活動の実施数【再掲】	—	—	2022年度	5件
3-10 地域人材を育成する講座の受講者数	—	—	2022年度	年間20人
3-11 小水力発電施設整備モデル地区数(累計)	—	—	2022年度	4地区
<b>4 好循環社会とくしま</b>				
4-1 水質環境基準の達成率(河川・海域)	2017年度	100%	2022年度	100%
4-2 環境学習、フィールド講座の参加人数	2017年度	500人	毎年	500人
4-3 汚水処理人口普及率	2014年度	55.7%	2035年度	94.7%
4-4 エシカル農産物の栽培面積【再掲】	2017年度	1,415ha	2022年度	1,640ha
4-5 工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況	—	—	2022年度	100%

## 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

4-6	ダイオキシン類の環境基準の達成状況	2017年度	100%	2022年度	100%
4-7	産業廃棄物の最終処分量(t/年)	2013年度	50千t	2020年度	46千t
4-8	一般廃棄物の県民1人1日あたりごみ排出量(g/人日)	2013年度	959g	2020年度	875g(基本目標)
4-9	一般廃棄物のリサイクル率	2013年度	16.80%	2020年度	28%(基本目標)
4-10	リサイクルの啓発に積極的に取り組む産業廃棄物処理業者(累計)	2017年度	18事業所	2022年度	36事業所
4-11	使用済み農業用フィルム(各種ビニール類)回収率	2015年度	97.4%	2020年度	100%
4-12	産業廃棄物適正処理講習会受講者数	2017年度	1,509人	2022年度	2,000人
4-13	重点監視地区の夜間パトロール実施数	2017年度	年4回	2022年度	年12回
4-14	企業との連携による不法投棄監視協力企業等(累計)	2017年度	24企業・団体	2022年度	34企業・団体
4-15	監視カメラ運用協働監視箇所数	2017年度	2箇所	2022年度	10箇所
4-16	講習会、訓練等の実施回数(累計)	2017年度	1回	2022年度	8回
<b>5 癒しの郷とくしま</b>					
5-1	藻場造成箇所数(累計)	2017年度	21箇所	2022年度	30箇所
5-2	生物多様性アドバンスリーダー数(累計)	2017年度	10人	2022年度	17人
5-3	「徳島県特定鳥獣管理計画(ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル)」の策定推進・次期計画の策定	2016年度	現計画策定	2021年度	次期計画策定
5-4	自然公園トイレの洋式化実施率(累計)	2017年度	29%	2022年度	76%
5-5	登山道と四国のみちの再整備ルート数(累計)	2017年度	14ルート	2022年度	17ルート
5-6	生物多様性を保全するための情報交換会(累計)	2017年度	0回	2022年度	4回
5-7	「とくしま生態系レッドリスト」の公表及び活用	2017年度	検討	2021年度	公表
<b>6 みんなでつくる環境首都</b>					
6-1	エコカレッジスクール受講者数	2017年度	86人	2022年度	150人
6-2	自然環境調査に基づく事業計画策定地区数(累計)	2017年度	61地区	2022年度	66地区

## 2 監査の対象

そこで、①重点取組項目に係る個別事業及び主担当のグリーン社会推進課の個別事業（別表参照）【第3章】、②基本計画の環境指標【第4章】、③その他基本計画全般【第5章】を監査の対象とし、最後に第4次計画に向けて総括【第6章】する。

柱	分野	★	担当部局	事業名	監査結果・意見	
1	(1)	②	グリーン社会推進課	「自立・分散型電源」導入支援事業 (R2年度に事業終了)		
		②	グリーン社会推進課	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	第3章1	
	(2)	③	環境管理課	環境モニタリング体制の整備	第3章2	
		①	経営推進課	気候変動に打ち克つ農林水産適応技術開発プロジェクト	第3章3	
	(3)	②	○「適応策」に対する理解の促進 ○「気候変動適応法」を踏まえた取組	水産振興課	魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業	第3章4
				グリーン社会推進課	「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業	第3章5
グリーン社会推進課		2019(H31/R1)年度に「徳島気候変動適応センター」設置済				
グリーン社会推進課		「気候危機」を迎え撃つ！県民運動推進事業	第3章6			
2	(1)	①	グリーン社会推進課	食品ロス削減とくしまモデル推進事業	第3章7	
		②	グリーン社会推進課	2019(H31/R1)年度に「第3回食品ロス削減全国大会」開催済		
		②	グリーン社会推進課	プラスチックごみ資源循環推進事業	第3章8	
	(2)	①	環境指導課	徳島県廃棄物処理計画推進事業	第3章9	
			グリーン社会推進課	環境首都とくしま創造センター運営事業	第3章10	
			グリーン社会推進課	「拡がる」環境活動普及啓発事業	第3章11	
グリーン社会推進課	「気候危機」を迎え撃つ！県民運動推進事業	第3章6				
グリーン社会推進課	地球にやさしい環境県民運動推進事業	第3章12				
3	(1)	①	グリーン社会推進課	「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業	第3章5	
			グリーン社会推進課	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) の啓発活動事業	第3章13	
			グリーン社会推進課	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業	第3章14	
			消費者政策課	新しい未来へ！徳島がはじめるSDGs実践プロジェクト (うち「多様な主体と繋がる・広げる「エシカル消費」」)	第3章15	
	グリーン社会推進課	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	第3章1			
	グリーン社会推進課	ゼロカーボンシティ推進事業補助金	第3章16			
	グリーン社会推進課	未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業	第3章17			
	(2)	①	グリーン社会推進課	「自立・分散型電源」導入推進事業	第3章18	
			グリーン社会推進課	自然エネルギー協働推進事業	第3章19	
			グリーン社会推進課	「自立・分散型電源」導入推進事業	第3章18	
			グリーン社会推進課	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業	第3章20	
	【再掲】1(1)		【再掲】1(1)			
	グリーン社会推進課	水素エネルギー「社会実装」推進事業 (事故繰越)	第3章21			
	グリーン社会推進課	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	第3章1			
(3)	①	グリーン社会推進課	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	第3章1		
		環境管理課	水質環境基準監視事業	第3章22		
4	(1)	①	環境管理課	豊かなとくしまの水環境を未来へ伝える事業	第3章23	
			環境管理課	海域環境監視事業	第3章24	
			環境管理課	工場・事業場対策の推進	第3章25	
	(2)	④	環境管理課	工場・事業場等における土壌汚染対策の推進	第3章26	
			環境管理課	有害大気汚染物質監視事業	第3章27	
			環境管理課	水質環境基準監視事業	第3章28	
			環境管理課	地下水質監視事業	第3章29	
	(4)	①	環境指導課	土壌汚染防止対策事業	第3章26	
			環境指導課	廃棄物適正処理総合強化推進事業	第3章30	
			環境指導課	産業廃棄物適正処理指導事業	第3章31	
環境指導課	災害廃棄物仮置場実地訓練事業	第3章32				
5	(1)	①	グリーン社会推進課	希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業	第3章33	
			グリーン社会推進課	「未来へつなぐとくしま生物多様性」活動推進事業	第3章34	
		グリーン社会推進課	希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業	第3章33		
		グリーン社会推進課	侵略的外来生物対策事業	第3章35		
		鳥獣対策・ふるさと創造課	第13次鳥獣保護管理事業計画等策定事業	第3章36		
		④	グリーン社会推進課	四国のみち維持管理事業	第3章37	
			グリーン社会推進課	鳴門公園施設老朽化等対策事業	第3章38	
	グリーン社会推進課		剣山等施設整備事業	第3章39		
	グリーン社会推進課	佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業	第3章40			
	グリーン社会推進課	希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業	第3章33			
グリーン社会推進課	侵略的外来生物対策事業	第3章35				
(2)	②	文化資源活用課	指定文化財保存修理事業費補助	第3章41		
		グリーン社会推進課	「未来へつなぐとくしま生物多様性」活動推進事業	第3章34		
6	(1)	グリーン社会推進課	希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業	第3章33		
		グリーン社会推進課	「拡がる」環境活動普及啓発事業	第3章11		
(4)	①	グリーン社会推進課	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進	第3章42		



## 第3章 個別の事業に対する監査の結果・意見

### 1 水素エネルギー「新時代」展開加速事業

#### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

徳島から「地方発の水素社会」実現に向け、更なる展開の加速を図るため、ポストコロナを見据えた普及啓発や、地域経済活性化に資する水素モビリティ導入促進など、新時代を切り開く取組を推進する。

#### (2) 事業内容

中四国初導入となる「燃料電池バス」の鳴門線での路線運行開始にあわせ、「燃料電池バス」を活用した水素モビリティのPR活動のほか、四国経済産業局と連携し、空の玄関口である「徳島阿波おどり空港」を会場に、「とくしま水素エネルギーフェア」を開催するなど、水素エネルギーの普及啓発を実施した。

また、四国4県連携事業として、「徳島ビジネスチャレンジメッセ2021」の会場において、環境ビジネスの最新動向や先進事例の紹介などを行うビジネスセミナーを開催した。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度のみ実施

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	70,700,000
決算額	—	—	—	16,379,961
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	4,049,000	7,995,911	4,335,050	16,379,961

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	イベントにおけるエコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	20件	30件	38件	40件

※当初の指標（県内イベントとタイアップした電力供給による啓発活動の実施数）から現在の指標（イベントにおけるエコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計））へ変更した。変更の理由は、「第3次環境基本計画」策定後の令和元年9月に策定された上位計画「『未知への挑戦』とくしま行動計画」の指標名に統一する所要の整理によるもの（指標の内容は同義）である。

指標名	「水素社会啓発・体験ゾーン」等での環境学習参加者数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	408人	529人	659人	700人

【指摘及び意見】

(1) 水素エネルギー普及啓発用パネル作成業務について

本業務については、令和3年7月30日付で見積徴収が電子決裁された（件名は「見積徴収伺（水素エネルギー普及啓発パネルデザイン作成業務）」である。）。この電子決裁においては「7 見積限度額」として「¥300,000-」との記載があるが、見積徴収業者として2者のみが記載されており、実際にもその2者の見積合わせにより委託先が選定された（8月6日見積書提出、8月10日契約締結）。

県の定めた「指名業者の選定基準（物品の購入を除く）」では予定価格が30万円



以上100万円未満の随意契約（見積合わせ）では3者以上を指名することになって  
いるところ、本件では2者による見積合わせとなっており、基準に反している。

（指摘1）

見積合わせの方法により委託契約先を決定するに際して、指名すべき者の数が県の  
定めた指名業者の選定基準を下回っている事例がみられた。委託契約先の選定にあたり  
見積合わせを行う際は、指名すべき者の数について県の基準を遵守すべきであり、  
見積徴収の決裁の際には指名すべき者の数の確認を徹底すべきである。

一方、この電子決裁とは別に、同日付で「見積徴収伺（水素エネルギー普及啓発パ  
ネルデザイン作成業務）の記載事項変更について」という件名の紙の決裁文書が作成  
されている。この決裁文書の本文は次のとおりである。

（伺い）

このことについて、関連文書立案文の「7 見積限度額」を次のとおり修正して  
よろしいか。

（修正前）

7 見積限度額 ￥300,000-

（修正後）

7 予定価格 ￥299,700-

この決裁文書には、前述の電子決裁を印刷したものが関連文書として添付されてい  
るが、当該関連文書は、8月17日に印刷されたものである。

また、担当課は、この決裁文書に関し、予算の上限額として300,000円を想  
定し、見積徴収を行い、業者が決まり、成果物が納品されたのち、請求書により支出  
しようとしたところ、会計課から「予定価格の記載がないこと」、「見積限度額の記載  
は不要」との指摘を受けたことから、適正な記載に修正するために変更を行ったもの  
である旨説明している。

以上の事情を総合すると、本業務については予定価格（電子決裁においては見積限  
度額と表記されている。）を300,000円と設定した以上は3者以上を指名して  
見積合わせを行うべきところ、2者のみの指名での見積合わせにより契約締結してし

まい、そのことが事後的に判明したことから、この決裁文書が事後的に作成されたといふべきである。

(指摘2)

委託契約先の選定にあたり見積合わせの過程で指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回る状況であったにもかかわらず、事後的な書類の調製によって基準違反がなかったかのごとく処理された事例がみられた。基準に反する状況が是正不可能な段階においては、違反が発生したことを前提に対処すべきであり、事後的な書類の調製により違反がなかったかのように取り繕うべきではない。

## (2) 四国自然・水素ビジネスセミナー等運營業務について

四国自然・水素ビジネスセミナー等運營業務は、見積合わせの結果、A社と契約金額660,000円で委託契約を締結した。

まず、見積徴収業者の選定理由についてであるが、見積徴収伺いでは「過去に県との業務実績がある。」ことが選定理由として記載されている。

しかしながら、過去に県との業務実績がある者だけが見積徴収業者として選定されるとすると新規参入の余地が全くないことになり、見積合わせを行っておきながら不当に競争を制限することになりかねない。

(意見1)

見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。

また、県の定めた「指名業者の選定基準(物品の購入を除く)」では予定価格が30万円以上100万円未満の随意契約(見積合わせ)では3者以上を指名することになっているところ、本業務でも3者による見積合わせを行っており形式的には基準にのっとった運用が行われている。

しかしながら、3者のうち2者は互いに親子会社であり、そのことは県にとって把握が困難とはいえない。本業務は、親子会社を一体と考えると2者による見積合わせとなっており、実質的には基準に反しているといえる。

(意見2)

見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、県において把握可能な見積徴収業者同士の資本関係をも考慮し、県の定めた指名業者の選定基準の求める競争性の確保を実質的に実現できるよう努めるべきである。

### (3) 水素フォーラム等実施運營業務について

水素フォーラム等実施運營業務は、1者随意契約によりB社と契約金額944,900円で委託契約を締結した。

見積徴収業者の選定理由について、見積徴収伺いでは、「10月に開催された同様のイベントを適正に実施した実績を有しており、様々なケースを想定した運営体制や効果的なWEB配信体制を構築することができる業者である。」と記載されている。

しかしながら、適正な配信体制を構築可能な業者はB社以外にも存在すると考えられる。

平成19年3月22日付の管財課長通知「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に係る随意契約において<一者随意契約>とすることができる予定価格の基準について(通知)」では、1件の予定価格が10万円以上の契約において見積書を徴する者を1人とすることができる場合として、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるとき。」と定められているが、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由はなく、また、理由の有無を検討した形跡もない

(指摘3)

予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。

1者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。

#### (4) 空港水素エネルギー普及啓発業務について

空港水素エネルギー普及啓発業務は、見積合わせの結果、C社と契約金額763,950円で委託契約を締結した。

ここで、見積徴収業者の選定理由についてであるが、見積徴収伺いでは「過去に県との業務実績がある。」ことが選定理由として記載されている。

しかしながら、過去に県との業務実績があるものだけが見積徴収業者として選定されるとすると新規参入の余地が全くないことになり、見積合わせを行っておきながら不当に競争を制限することになりかねず、不適切である。

(意見1・再掲)

見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。

#### (5) 水素グリッド・アクションプラン策定業務について

水素グリッド・アクションプラン策定業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、D社と契約金額1,859,000円で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり応募者が少数となる傾向にある。

本業務の募集においても、結果としてD社しか応募者がおらず、複数の企画提案の中から優れたものを採用するというメリットは得られず、競争が行われぬままD社と契約を行うというデメリットが残った。

確かに本業務は特殊な内容であるため、単純な価格競争になじみにくく、プロポーザル方式による募集自体は妥当な選定方法であったのかもしれない。

しかしながら、募集要項等の公表が令和3年3月31日であるのに対し、参加申込受付期間が4月16日まで、企画提案書等の受付期間が4月28日までという日程は業務の特殊性からするとタイトなスケジュールではないかと思われる。

また、参加資格として「事業者の本社又は営業所が徳島県内にあること。」「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱参加資格者名簿に登載されている者であること。」という要件が付されているが、応募者が多数想

定されるような場合はともかく、本業務のような特殊な業務でこのような要件をあえて付すのは疑問である（管財課によると、公募型プロポーザル方式による場合には管財課への登録は必ずしも必要ではないとのことである。）。

（意見3）

プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。

#### (6) 燃料電池バスの運行を契機とした水素普及について

燃料電池バスの運行を契機とした水素普及については、1者随意契約によりE社と契約金額5,113,350円で委託契約を締結した。

1者随意契約とした理由について、見積徴収伺いによると「県内で燃料電池バスを導入しているのは、E社しかない」とのことである。

この点、本件委託業務の内容は、①水素啓発イベント等への燃料電池バスの動員（動員日数：10日）、②燃料電池バスの車体ラッピング広告の実施、③バス事業者の広報ツールを活用した効果的な広報及び広告の実施 であるところ、確かに①の業務については燃料電池バスを導入しているのはE社のみであるため同社との1者随意契約は妥当であるといえる。しかしながら、②及び③の業務は、②水素エネルギーの社会的受容性を高めるため、子供から大人まで分かりやすい水素PR広告のラッピングを行うこと、③県のこれまでの水素社会の実現に向けた取組をPRする効果的な広告を実施すること がそれぞれの内容であるところ、必ずしもE社に委託する必然性はないと思われる。これらの広告業務について、いかなる方法による広告がより効果的であるか特段検討した様子はいかががわれず、漫然と本業務に含めてE社と契約しているように見受けられる。金額が少額であるならば、①の業務と合わせて委託することもあるとは思いますが、見積書によると、①が629,200円、②が4,276,800円、③が207,350円となっており、本件委託業務の圧倒的な部分が広告業務であることからすると、このような発注は不合理であるといわざるを得ない。

（意見4）

分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とす

る業務は必要最小限の部分に限るべきである。

県において適切な広告方法がわからなかったというのであればプロポーザル方式により複数の提案を受け、その中からより効果的な広告手法を選定するという方法もあったものと考えられる。

また、E社と契約するにしても見積金額の妥当性の検討は必要であるところ、契約の締結にあたっての決裁文書においては、「見積書を徴しましたところ、予定価格の範囲内であり」との記載だけで金額の妥当性を検討した形跡はなかった。少なくとも本業務の圧倒的な部分を占める②の車体ラッピングについてはその妥当性を検討すべきであり、車体ラッピングは近年広く行われていることから妥当性の検討も容易にできたのではないかと思われる。

(意見5)

1者随意契約においては、同じ目的を達成できる他の方法の有無や価格の妥当性について十分に検討すべきである。

#### (7) 水素エネルギー普及啓発等業務

水素エネルギー普及啓発等業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、F社と契約金額2,985,510円で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり応募者が少数となる傾向にある。

県の定めた「指名業者の選定基準（物品の購入を除く）」では予定価格が300万円以上の指名競争入札又は随意契約（見積合わせ）では10者以上を指名することになっているところ、本件募集における応募者は3者にとどまり、十分な競争が行われたとはいいがたい結果となった。

確かに本件業務の中には企画提案という単純な価格競争になじみにくい部分もあるものの、多様な業務を含んでおり、純粋な価格競争に適した部分も含まれている。そのため、全体をプロポーザル方式による募集とする必要はないのではないかと思われる。

(意見6)

プロポーザル方式による募集を行う場合には、企画提案部分等プロポーザル方式による募集に適した部分に限定すべきであり、純粋な価格競争になじむ部分まで含めるべきではない。

また、募集要項等の公表が令和3年9月24日であるのに対し、参加申込受付期間が10月6日まで、企画提案書等の受付期間が10月14日までという日程はタイトなスケジュールではないかと思われる。

さらには、参加資格として「事業者の本社又は営業所が徳島県内にあること。」「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱参加資格者名簿に登載されている者であること。」という要件が付されているが、応募者が多数想定されるような場合はともかく、あえてこのような要件を付す必要はなかったのではないかと思われる(管財課によると、公募型プロポーザル方式による場合には管財課への登録は必ずしも必要ではないとのことである。)

(意見3・再掲)

プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。

## (8) 水素エネルギー「新時代」展開加速事業全体について

上記事業目的のとおり、同事業は、水素社会の実現という環境配慮型の経済、社会、産業構造の転換に向けた先端的な取組であり、環境に対する効果にとどまらず取組の成果いかんによっては地域経済の活性化に寄与する可能性がある。

県は、令和元年度策定の第3次徳島県環境基本計画における重要取組として水素エネルギーの整備、促進を掲げ、令和2年3月策定の徳島県気候変動対策推進計画(緩和編)、令和3年12月策定の徳島県版・脱炭素ロードマップにも、順次、水素エネルギー関連の取組を重要施策の一つとして取り上げており、今後も水素関連事業に関する重点的な取組が見込まれる。

本事業に関しては、上記のとおり、令和3年度の当初予算額と決算額に大きな開きがあり、その原因について、担当課は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事

業者の水素関連技術の進捗が想定よりも進まず、予定していた事業推進が難しくなったためであると説明する。

しかしながら、本事業内容となる個別の業務は、水素エネルギーの「普及・啓発」にかかる業務が主であり、必ずしも水素関連技術の推進と連動するものではないと考えられる。

(意見7)

水素エネルギー「新時代」展開加速事業自体は令和3年度で終了しているが、事業の目的が普及啓発に留まるものか、より実践的な技術開発等まで目的とするか判然としなかった。今後、水素エネルギー関連の事業を展開するにあたっては、事業目的に関し、「普及・啓発」と「技術開発や整備の推進」とを区別したうえで、それぞれが適切な予算となるように配分することが望ましい。



## 2 環境モニタリング体制の整備

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

- ・化学物質による環境リスクを低減させるため、事業者が取り扱う化学物質について、自主管理及び排出削減対策を促進させる。
- ・地域住民の健康及び生活環境を保全するため、各種環境関係法令等の規制に加えて、県と事業者が行うべき措置を取り決めることにより、地域の実情に応じたきめ細かい対策を推進する。

#### (2) 事業内容

化学物質排出把握管理促進法では、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を指定しており、これらの物質を一定量扱う事業者は、排出量及び移動量を県に報告することを義務づけている。また県では、事業者が化学物質の適正管理のために講ずべき措置について定めた「指定化学物質適正管理指針」に基づき、事業者に対し、指定化学物質の製造、使用等に係る適正な管理を行うよう指導している。県、地元自治体、事業者との間で、相互合意に基づき、環境保全のために事業者がとるべき措置を定めており、事業者は、環境保全のため、工場等及びその周辺の調査測定を行い、その記録を県と地元自治体に提出することで、情報の共有化を図る。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

化学物質排出把握管理促進法

徳島県生活環境保全条例 第93条、第94条、第137条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

事業開始年度不明・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	—
決算額	—	—	—	—

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	—	—

(8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

### 3 気候変動に打ち克つ農林水産適応技術開発プロジェクト

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

温暖化をはじめとする気候変動に対応し、競争力のある農林水産業を実現するため、新品種・新技術の開発研究や、温暖化の影響をプラスに捉えたブランド創出に取り組むことである。

##### (2) 事業内容

本事業では、農業、林業、水産業における、気候変動に対する適応策や影響の緩和策に関する試験研究や品種育成などに取り組んでいる。

令和3年度は、農・林・水の各研究課において、「トロピカルフルーツの低コスト生産技術の開発」「気候変動で問題となるブロッコリー病害虫防除対策の開発」「高温ストレス耐性のある豚群作出技術の開発」「気候変動に打ち克つスジアオノリ安定生産技術の開発」など計19の研究課題を実施した。

##### (3) 所管部局・課

農林水産部・農林水産総合技術支援センター経営推進課

##### (4) 根拠法令等

特になし

##### (5) 実施要綱等

徳島県立農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・令和6年度終了予定

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	13,000,000	13,000,000	18,000,000
決算額	—	10,282,554	10,610,333	12,554,292
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	6,276,916	6,277,376	—	12,554,292

##### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

**【指摘及び意見】**

特に指摘・意見はない。

## 4 魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

今後の気候変動を見据えた新たな養殖魚の開発・導入に取り組み、産地間競争に勝ち抜くことができる「徳島ブランド魚」を創出する。

#### (2) 事業内容

南方系の「キジハタ」や「トコブシ」について、新養殖品種として新たに現場へ導入を進めるため、海上に比べ、水温・塩分等環境変動の影響を受けにくい陸上における養殖技術の確立に取り組む。具体的には、最適な飼育方法を確立するため、飼育試験により最適な給餌方法のほか、飼育密度、水温、塩分などの各種条件について検討した。さらに、「キジハタ」については、ゆず果皮を添加した飼料の投与による身質向上の可能性について検討した。

#### (3) 所管部局・課

農林水産部・水産振興課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・令和3年度終了

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	5,000,000	5,544,000	2,320,000
決算額	—	3,306,082	4,050,268	2,320,000
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	1,160,000	1,160,000	—	2,320,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

## 【指摘及び意見】

### (1) 養殖藻類（ワカメ）施肥試験の実施に係る調整業務について

養殖藻類（ワカメ）施肥試験の実施に係る調整業務は、1者随意契約によりA団体と契約金額2,970,000円で委託契約を締結した（なお、2,970,000円のうち本事業で負担したのは1,000,000円である。）。

見積徴収業者の選定理由について、見積徴収伺いでは、「A団体は、令和2年度に、藻類養殖現場と調整しながら、施肥に適した資材を調達し、県内広域で藻類を対象とした施肥を実施した実績がある。よって、この業務を実施できるのは、A団体以外ではなく、当団体に委託するのが適当と認められる。」と記載されている。

この点、担当課に1者随意契約とした詳細な理由を確認すると、施肥実施のタイミングや施肥量などの条件について漁業者間の調整等の業務が不可欠であることから、A団体以外の業者では履行が不可能であるとのことであった。

確かに、購入資材の選定や各種調整等についてはA団体以外で対応することは困難であり、当該業務についてA団体に発注することは妥当であるかもしれない。しかしながら、契約金額2,970,000円のうち2,932,682.5円（一部穴あけ作業が必要なものも含まれているが）と大部分を資材調達費が占めることからすると、すべての業務を一括してA団体に1者随意契約を行うのは不適切であるといわざるを得ない。

（意見4・再掲）

分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。

本業務の資材調達費のうち193,287.5円は穴あきのペットボトルキャップであり、A団体は第三者に穴あけ加工作業を再委託している。

この点、委託契約書第12条では、再委託を行う場合には書面による承諾が必要である旨規定されている。

しかしながら、本業務では再委託に必要な書面による承諾は行われていない。また、このことについて委託先に対し指導その他の適切な対応を行った形跡は存在しない。

（指摘4）

委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの、再委託にあたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行うべきである。

## 5 「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

緩和策と適応策を両輪に気候変動対策を効果的に推進するため、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進し、「環境と経済の好循環」による「脱炭素社会」の実現を図る。

#### (2) 事業内容

- ・「徳島版E S G地域金融活用協議会」を活用し中小企業の資金調達を支援する。
- ・各家庭の省エネ努力により削減したCO<sub>2</sub>に価格付けし、中小企業が購入できる仕組みを構築し、家庭・中小企業の双方でCO<sub>2</sub>を削減する。
- ・気候変動適応推進員によるSNS等を活用した情報発信や「適応策フェア」を開催する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度のみ実施

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	2,500,000
決算額	—	—	—	1,499,994
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	1,499,994	1,499,994



## (8) 事業効果（指標）の推移

指標名	県民の省エネ活動に対するインセンティブの付与（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度
数値	—	—	—	5地区	5地区

### 【指摘及び意見】

#### (1) 気候変動適応情報収集・普及啓発事業（委託料）について

同事業に関する委託先環境首都とくしま創造センターとの委託契約は1者随意契約による。一般に1者随意契約による場合、契約時に競争原理が働かないため、委託契約時における委託料の適正さや業務完了報告を受けた際の検査は、競争入札等の方法による場合との比較においてより慎重になされるべきである。

この点、同委託契約時の見積りでは、諸謝金114,400円、印刷製本費267,600円、雑役務費367,000円といった費目が記載され合計額が900,000円となっている。これに対し、同センターによる完了報告時の経費の報告では、講師謝金が17,800円、印刷製本費が239,000円に見積額から減少した一方、役務費が492,700円に増額され、合計額は見積りと同額の900,000円とされている。何らかの事情により講師謝金等が見積りより減少したものの、かかる減少額を役務費として計上したものと推察されるが、担当課から提出された事業資料を見る限り、役務費の増額等の事情について完了報告にあたり検査した様子はいかがわれない。

本事業のほかにも県は同センターとの間で1者随意契約により複数の委託契約を締結しているが（後記6、10、11の事業）、委託料の検討、完了報告時の検査が不十分であるといわざるを得ない。

他の事業に関する委託契約においては業務完了報告に合わせて委託料に余剰が出た際の返納を約する条項も存在するが、本事業のように委託契約時に競争原理が働かない1者随意契約による委託契約にあたっては、このような委託料の精算や返納を約する条項を設けるなどして委託料の適正さを事後的にも確保する契約条件が望ましく、また、同条項に基づいた検査がなされるべきである。

（意見8）

1者随意契約による場合、委託契約時における委託料の適正さや業務完了報告時の検査は、より慎重になされるべきである。委託契約にあたっては、完了時の委託料の精算や返納の条項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。

令和4年11月17日に実施した環境首都とくしま創造センターに対する関係人調査の結果、同センターからは、上記した役務費の増加に関する十分な説明は受けられなかった。また、本事業について、完了報告時、県に対し書面による経費の報告はしているものの、領収証ほか支出を証明する資料は提出していないとのことであった。

さらには、同センターにおいて県への完了報告の決裁を担当する事務局長は県からの派遣職員であるところ、同人においても領収証ほかの支出を証明する原資料の確認までは行っていないとのことであり、県に提出された経費の報告自体の信用性にも疑義が残った。同センター内の会計処理について意見を述べるものではないが、県において完了報告時に適切な検査が実施されていれば同センターがこのような対応体制となることは考え難く、完了報告時点の県による検査が不十分であったと評価せざるを得ない。

(意見9)

委託契約の業務完了報告時の検査において報告された経費の内容を検査するにあたっては、支出を証明する資料の提出を求めるなど、報告内容が適切であるかを十分に検討すべきである。

## (2) CO2CO2エコクレジット活用事業について

本事業に関するA社との委託契約は1者随意契約による。1者随意契約の理由について見積徴収伺いでは、「契約予定額が少額であるとともに、A社は、県内企業唯一のオフセット・プロバイダーであり、平成24年から、国のカーボン・オフセット制度のプロバイダーとして実績も豊富で、クレジット業務に精通している。また、県内に本社を置く金融機関として、県内企業の情報に精通しコネクションを有する。この事業の遂行にあたっては、カーボン・オフセットに精通し、コンサルティング、マッチング等のノウハウを有するA社に委託することが最適である。」と記載されている。

しかしながら、本事業は、①排出削減プロジェクト実施団体募集業務、②省エネ研修会実施業務、③排出削減プロジェクトの削減量算定・認証業務、④助言相談業務であるところ、これらの業務はオフセット・プロバイダーでないとできない業務ではなく、1者随意契約とする理由として不十分であるといわざるを得ない。

(意見10)

性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者では履行が本当に不可能なものであるかどうか、十分に検討を行うべきである。

本事業に係る委託契約は、委託料の予定額500,000円に対して499,994円の見積書が提出されている。当該見積書における積算根拠においては、排出削減プロジェクトの削減量の算定・認証業務に要する人件費として「11.73時間」という中途半端かつ特別な根拠がないにもかかわらず細かすぎる数値が含まれており、見積額を500,000円に近づけるための調整が行われているように見受けられる。

担当課によると、委託料の予定額をA社に見積り前に伝えた事実はないとのことである。もっとも、本事業を実施するにあたってどの程度の経費が必要かをA社にヒアリングし、予算を要求したとのことである。

この経緯及び前述の見積書の記載からすると、A社は見積額が500,000円以内であれば本事業について契約可能であることを察知した上で、金額を可能な限り引き上げた見積書を提出した可能性が高いものと認められる。

1者随意契約を予定している事業について、受託予定者に契約の予定額を察知されている場合には、その額に近づけた見積書が提出され、その結果、県の支出が不必要に増加してしまう可能性がある。

したがって、受託予定者に契約の予定額を察知されていることがかわれる場合には、単に予定額を下回ることのみを理由として見積額を適正額と認めるべきではなく、見積内容についても詳細に検討した上で見積額の適正さを判断する必要がある。

本事業においては、「11.73時間」という数字に合理的根拠があるかどうか（なお、見積額の調整を行うことは合理的な根拠とはならない。）を確認した上で見積額の適正さを判断すべきであったというべきである。

(意見 1 1)

1 者随意契約を予定する受託予定先から見積りを徴収する際に、経緯や見積書の記載等からして受託予定者に予定額を察知されていることがわかれる場合には、受託予定者から予定額に近づけた見積書が提出される可能性があるため、単に予定額を下回ることのみを理由として見積額を適正と認めるべきではなく、見積内容についても詳細に検討した上で見積額の適正さを判断すべきである。

本事業の委託契約書添付の事業仕様書によれば、本事業の目的は、概ね、県民の節電及び省エネ活動による二酸化炭素削減量に金銭的価値（クレジット）を付与し、民生部門の対策強化を図るとともに、地域の資金を循環させ、地域の課題解決に資することとされている。

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量取引は、国がGX実現に向けて積極的に取り組む姿勢を示すなど（GXリーグ構想）、温室効果ガスの削減目標達成に向けた一つの有用な仕組みであろう。

もともと、かかる仕組みは大規模な企業や団体間の取引としては有用であるものの、本事業が予定する小規模な地域や事業者間の取引としては仕組みが複雑すぎる。本事業の実施要領では、排出量や削減量の計測について一定の精度が求められ、提出すべき書類も多数に及ぶが、これを自治会やPTA単位で実施することは困難ではないだろうか。

令和3年度の事業報告においても、参加団体は1団体（3世帯11人）に留まる。参加団体に対し省エネ研修会を開催するなどしたものの、この年の気候の影響もあったとはいえ温室効果ガス排出量を削減するに至っておらず、クレジットの発行も取引も成立していない。

地域に対する普及啓発としての側面もあり、国や企業間の排出量取引を体験できる県民参加型の興味深い取組と評価するが、現在の仕様のままでは参加団体を十分に確保することも地域の資金循環という目的の達成も困難と思われる。

(意見 1 2)

CO2 CO2 エコクレジット活用事業については、現状の仕様のままでは温室効果ガスの削減施策や地域の資金循環施策としての有効性は乏しいと考える。普及啓発と

しての側面に重きを置いて取引の仕組みを大幅に簡素化するか、反対に実際の温室効果ガスの排出量取引に近づけるかするなど、事業目的とそれに応じた運用を再検討されたい。

## 6 「気候危機」を迎え撃つ！県民運動推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」（愛称：すだちくん未来の地球条例）に基づき、「緩和策」と「適応策」を両輪とする「徳島県気候変動対策推進計画」を県民総活躍で加速させていくための普及啓発事業を展開する。

#### (2) 事業内容

- ・多様な主体との連携による啓発活動として、気候変動対策の両輪である「緩和策」及び「適応策」について、県民が学びを深め、実践に繋がる各種イベントや、とくしま環境県民会議等との連携による普及啓発活動を通年で実施する。
- ・とくしま環境首都学校講座として、自然エネルギーなどの専門的講座、幅広い県民を対象とした各種講座を開催する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動適応法

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	7,200,000
決算額	—	—	—	7,045,000
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	7,045,000	7,045,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

## 【指摘及び意見】

### (1) 令和3年度とくしま環境首都学校講座実施業務について

本事業の委託契約書第8条には、受託者は委託業務完了後速やかに委託業務完了報告書及び事業費精算書を提出し、支払を受けた委託料に余剰金が生じたときはこれを返納しなければならないとあるが、本事業に関し、担当課が提出した関係書類には、委託業務完了報告書はあるものの、事業費精算書は含まれていなかった。

ところが、令和4年11月17日に委託先である環境首都とくしま創造センターに対し実施した関係人調査の結果、同センターは、完了報告時に経費の報告は書面で行っていたと回答した。そうすると、県側で受領した事業費精算書を適切に保管していなかったものと考えられる。

#### (指摘5)

完了報告を書面で受けることとされている委託契約について、完了報告にあたって委託先から提出された書面が適切に保管されていない事例がみられた。そのような書面は、事業の記録と合わせて適切に保管されたい。

また、本事業にかかる委託契約は、委託先環境首都とくしま創造センターとの1者随意契約であるところ、委託契約書添付の委託業務仕様書第5項において、受託者は委託料の請求にあたり実績報告書とともに請求書に支出を証明する書類を添付するとされている。

しかしながら、本事業の資料中には、支出の証明書類は一切存在しない。

また、令和4年11月17日に同センターに対し実施した関係人調査の結果、同センターは、県に対し経費の報告はしたものの、領収証ほか支出を示す資料は提供していないとのことであった。

前述のとおり、本事業に関しては、委託契約上、支出に関する資料の提出が求められており、これを提出しないことは委託契約に違反する。

さらに、関係人調査の際、同センターから提供された本事業に関する経費の報告は、各費目について100円未満の端数がない数字となっており、一見して経費の報告内容自体の信用性に疑問を抱くものであった。

#### (指摘6)

経費の報告内容に関する支出を証明する資料を提出することとされている委託契約においては当該資料を確認しなければならないところ、確認が実施されていない委託契約があった。確認未了のものについては、速やかに資料提供を求め、検査を実施されたい。

また、本事業の委託契約書添付の委託業務仕様書において「4 業務内容」として、「講座での材料費，講師謝金・旅費等，教材購入費」「資料印刷費，通信運搬費，消耗品費」との記載がある。

これらは事業内容ではなく、支出が見込まれる費目の記載である。

(意見13)

委託契約の仕様書において支出が見込まれる費目を「業務内容」の項に記載することは適当でなく、支出が見込まれる費目の記載を削除するか、支出が見込まれる費目を記載する場合には委託料の支出などに関する別の項で記載することが適当である。



## 7 食品ロス削減とくしまモデル推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

SDGsに位置づけられる「食品ロス削減」に向け、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、行政、事業者、関係団体、消費者など多様な主体の連携による啓発活動を実施するとともに、地域で主体的に活動する人材の育成を図る。

#### (2) 事業内容

- ・食品ロス削減普及啓発事業として、食品ロス削減月間（10月）を中心に、県が認定した「とくしま食べきるんじょ協力店」等と連携し、県民等を対象とした啓発キャンペーン等を実施するほか、学校等での環境学習で使用するデジタル学習教材を制作する。
- ・地域完結型・食品ロス削減モデル事業として、地域特性に応じた食品ロス削減活動やフードバンク活動を促進し、広く県内に普及させるため、関係市町村や団体等と連携し、地域での食品ロス削減に関する各種情報の提供や広報啓発を支援する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

食品ロスの削減の推進に関する法律

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	950,000	1,800,000
決算額	—	—	164,636	1,507,171
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	752,000	515,171	240,000	1,507,171

※令和3年度の決算額が令和2年度に比べて多額である理由は、令和2年度は新型コ

コロナウイルス感染症対策の影響により当初予定していた事業を休止、縮小せざるを得なかった一方、令和3年度は令和2年度同様休止、縮小を余儀なくされた事業があったものの、学校向けの環境学習教室について動画教材の制作をはじめ、オンライン学習等の対応を図り事業を推進したためである。

**(8) 事業効果（指標）の推移**

指標名	「おいしい徳島！とくしま食べきり運動協力店」登録店舗数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	—	73店舗	90店舗	90店舗

※実績推移を踏まえ、目標を上方修正した（35店舗→90店舗）。

指標名	食品ロス削減の啓発活動の実施数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	—	60件	84件	100件

※実績推移を踏まえ、目標を上方修正した（60件→100件）。

**【指摘及び意見】**

特に指摘・意見はない。

## 8 プラスチックごみ資源循環推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

世界的な課題の「プラスチックごみ問題」に対応し、レジ袋有料化や、マイバッグ&ボトルキャンペーン運動の展開、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言を通じた官民あげた取組促進などの成果を基に、プラスチックごみ削減、資源循環を加速させる。

#### (2) 事業内容

- ・プラスチックごみ資源循環啓発事業として、啓発イベント・キャンペーン、学校への出前授業等の実施、これに伴う啓発資材作成等を行う。
- ・ワンウェイプラスチック代替製品の利用促進を図るため、関係事業者等へ補助金の交付を通じて、バイオマスプラスチック使用製品または代替プラスチック製品などの導入や利用促進を図る。
- ・プラスチック代替素材や代替製品の開発・製造・販売事業者を支援するため、とくしまビジネスチャレンジメッセにおいて、当該代替製品展示、事業者紹介を行う。
- ・学識経験者、小売事業者、消費者、廃棄物事業者、行政関係者で構成するとくしまプラスチック資源循環研究会を運営し、各種の情報共有・意見交換等を行う。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

#### (5) 実施要綱等

徳島県ワンウェイプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱

とくしまプラスチック資源循環研究会設置要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	4,000,000	4,000,000
決算額	—	—	1,354,180	1,530,740

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	1,138,800	391,940	1,530,740

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	マイ「バッグ&ボトル」キャンペーン参加人数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	—	16,646人	18,961人	19,500人

※実績推移を踏まえ、目標を上方修正した（12,500人→19,500人）。

指標名	プラスチックごみ削減協力店店舗数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	—	20店舗	37店舗	50店舗

※実績推移を踏まえ、目標を上方修正した（11店舗→50店舗）。

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 9 徳島県廃棄物処理計画推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

県民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用及び適正処理を進める。

#### (2) 事業内容

廃棄物の排出抑制(R e d u c e)、再使用(R e u s e)、再生利用(R e c y c l e)の3Rを推進し、社会における物質循環を確保することで、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会へと転換することや、南海トラフ巨大地震等の大規模災害から速やかな復旧・復興をするための災害廃棄物処理対策での広域的な支援対策の構築が重要な課題となっていることから、県と市町村が連携を強化し、一層の取組を推進する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境指導課

#### (4) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

循環型社会形成推進基本法

資源有効利用促進法

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

徳島県生活環境保全条例 ほか

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年以前開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
決算額	799,786	670,526	282,207	333,934

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	333,934	—	333,934

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	21市町村	21市町村	21市町村	24市町村

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 10 環境首都とくしま創造センター運営事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

「環境活動の支援」、「環境学習・教育の推進」、「気候変動対策の推進」を一元化し、ワンストップサービス化を図る拠点である「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）」を運営し、各種施策を推進する。

#### (2) 事業内容

- ・センターの管理運営として、清掃、警備保障、消防保守点検、浄化槽清掃・法定検査などの管理委託、光熱水費、通信費の執行、修繕等を実施する。
- ・環境活動実践サポートとして、多種多様な環境分野の情報収集等のほか、環境NPO・ボランティア等をはじめ産学民官協働による実践活動を支援する。
- ・環境学習サポートとして、学校や地域における環境学習・教育を総合的・体系的に推進し、地域環境力向上に向けた人づくり、地域づくりを総合的にサポートする。
- ・地球温暖化防止活動推進センターのサポートとして、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県が委嘱する徳島県地球温暖化防止活動推進員に関する手続事務を行う。
- ・環境情報発信として、徳島県環境白書を作成する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	12,533,000	8,207,000	23,925,000	7,891,000
決算額	12,383,247	6,169,493	21,500,007	6,836,622
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	2,379,622	4,457,000	6,836,622

※令和2年度の決算額が他の年度に比べて多額である理由は、令和2年度に屋外排水設備改修工事（請負金額14,520,000円）を実施したためである。

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	「とくしま環境学講座」及び「親子環境学習教室」の受講者数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	7,036人	8,363人	10,448人	10,900人

※実績推移を踏まえ、目標を上方修正した（9,100人→10,900人）。

指標名	環境アドバイザー派遣件数（累計）				
	実績				目標
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	910件	963件	1,013件	1,100件

【指摘及び意見】

(1) 徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課（分室）消防用設備等点検業務について

本業務についてはA社とB社の2者で見積合わせが行われ、より低い価格での見積書を示したA社との間で随意契約が締結された。

B社はこの業務について83,600円の見積りを提出した。ところが、決裁文書の「4. 見積徴収業者」欄においては「B社 110,000円」との記載があり、特に修正されることもなくそのまま決裁が完了している。

仮にB社の見積額が正確に記載されていたとしても、A社の見積金額がより低いことからA社との間で随意契約を締結することとなる結論には変わりはない。しかしながら、見積合わせにおける金額欄の記載は性質上極めて重要なものであり、誤記がな



いよう細心の注意を払う必要がある。

(指摘7)

決裁文書への見積金額の転記誤りがある事例がみられた。見積合わせの方法による委託契約先の選定において決裁文書中の金額欄の記載は性質上極めて重要なものであるから、このような誤りがないよう細心の注意を払うべきである。

(2) 令和3年度徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課（分室）清掃業務について

本業務は、6者指名による指名競争入札に付された。

第1回の入札では、C社による入札は無効とされ、その他の有効な入札は予定価格を超えていたことから再入札に付され、再入札において落札者が決定した。

C社は代表者本人による入札を行ったものであるが、第1回の入札では、入札金額の冒頭に円記号（¥）を記入しなかったことから無効とされた。

入札の際に配布された「入札書記載例」という書面には、「代表者本人が入札するとき」の例において「¥マークを付すこと」と明記してある。したがって、C社による第1回の落札を無効とした判断に誤りはない。

しかしながら、その「入札書記載例」には、「代理人が入札するとき」の例においては代表者本人が入札するときにおける記載と同じように「¥マークを付すこと」との記載があるほか、これに加えて「(無い場合は無効)」とも記載がなされている。

## 入札書記載例

入札当日は、入札に使用する印鑑を持参してください（再入札の場合必要になります。）

### ■ 代表者本人が入札するとき

※マークを付すこと

**入 札 書**

入札金額 ¥ 3 4 5 2 0 0 0

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島銀行株式会社  
氏名 役職名 徳島 太郎 (印)

次に登録した「使用印鑑」

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・種類にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの

など

### ■ 代理人が入札するとき

※マークを付すこと  
(無い場合は無効)

**入 札 書**

入札金額 ¥ 3 4 5 2 0 0 0

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島銀行株式会社  
氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○  
氏名 岡波 次郎 (印)

委任状と同じ印鑑

役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(合資人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・種類にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの

など

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
(印鑑の押印がある場合は無効)

「代表者本人が入札するとき」の例と「代理人が入札するとき」の例をこの点において異なって取り扱うべき理由はない。それにもかかわらず、このように記載を異ならせると、「代表者本人による入札の場合には円記号（¥）の記載がなくとも無効とはならない」と曲解されかねないところであり、そのような記載とすることは適切ではない。

(意見14)

指名競争入札において入札の際に配布される入札書記載例の「代表者本人が入札するとき」の例における「¥マークを付すこと」との記載には、「代理人が入札するとき」の例における記載とは異なり「(¥マークが) 無い場合には無効」との注記がない。双方の場合で異なる取り扱いとならないよう(そのように曲解されないよう)に、「代表者本人が入札するとき」の例における「¥マークを付すこと」との記載にも「無い場合は無効」との注記を付加すべきである。

### (3) 令和3年度環境学講座等実施業務について

本業務は、環境首都とくしま創造センターとの1者随意契約により委託料1,420,000円で委託されている。委託契約書においては、支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある。

見積書においては、委託料1,420,000円のうち運営経費が1,180,000円とされ、人件費が240,000円とされた。この人件費は、全額が「県派遣職員共済費等」として計上されていた。

最終的な委託業務経費の明細においては、運営経費は729,000円に減少した。見積書と比較すると、経費減少の主な原因は、講師謝礼・旅費の減少、会場借上費の減少、「こども地球温暖化対策啓発経費」に係る印刷単価の減少に見いだすことができる。

一方、最終的な委託業務経費の明細において、人件費は240,000円から691,000円へ大幅に増額されている。691,000円は、その全額が「県派遣職員共済費等」とされている。その結果、支払われた委託料1,420,000円には余剰金が生じなかったものとして処理され、余剰金の返納は行われていない。

県派遣職員共済費等は、地方職員共済組合が規定に基づき算定した金額を月ごとに納付しているものであり、担当課としては、同組合及び派遣県職員から不適切・不都合が生じた等の連絡がないことから、最終的な所要額として詳細内訳の確認は行ってはいないものの、地方職員共済組合が示した金額を同センターが適正に納付したものと認識しているとのことである。しかしながら、これを前提とすると、本業務で計上された人件費が合理的方法により配分されたかどうかについては全く検討されていないというほかない。

この点、令和4年11月17日に環境首都とくしま創造センターに対し実施した関係人調査において、同センターからは、上記の県派遣職員共済費等の見積額と経費計上額との差についての的確な説明はなされなかった。また、県と同センターとは複数の委託契約があるところ、委託契約の際の見積りや事業完了時の経費報告において、県派遣職員共済費等の計上がある事業とない事業が存在するものの、かかる委託契約ごとの相違に理由はなく、従前からの委託契約内容を踏襲しているとのことであった。また、県派遣職員とは同センターの事務局長であり、同共済費等の計上がある事業以外の委託事業にも従事しているとのことであった。すなわち、同共済費等は、特定の委託事業にのみ計上され、かつ、経費計上時において複数の委託事業間で調整がなされているといえる。このような処理は、各委託契約時における委託料の算出根拠が曖昧となり、また、完了報告時の委託料の精算や余剰金の返納が不正確なものとなるものであり、不適切である。

単一の委託事業のみに専従する職員であれば別論のこと、委託事業以外の業務（他の委託業務や委託先自身に係る業務）をも兼務する職員については、当該委託事業に計上すべき人件費は従事時間の割合での按分その他の合理的な方法により配分すべきであり、恣意的な計上を認めるべきではない。余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約において人件費の恣意的な計上を認めると、余剰金として本来返還すべき委託料相当額を人件費として計上し、返還を免れることが可能となり、県の財産を不当に減少させることにつながることになる。したがって、余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約においては人件費配分の合理性確認は不可欠であり、本業務においてこれを行わなかったことは不適切である。

（指摘8）

令和3年度環境学講座等実施業務において、委託先である環境首都とくしま創造センターから提出された完了報告時の経費として計上された「県派遣職員共済費等」の額は見積時の金額と異なるが、その相違について合理的な理由は見当たらなかった。同センターに派遣された県職員は、本事業のほかにも県からの複数の委託事業に従事したが、委託先において複数の委託事業間で恣意的な経費（人件費）の計上がなされると、各事業の委託契約時における委託料の算出根拠が曖昧となり、また、完了報告時の委託料の精算や余剰金の返納が不正確なものとなるものであり、不適切である。

経費を精査すべき委託契約（特に、支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返

納する旨の条項がある委託契約)において、当該委託業務以外の業務をも兼務する者に係る人件費が計上されている場合、その者に係る人件費は当該委託事業のほか他の業務にも配分されるべきものであり、当該事業への配分が業務量や人件費以外の委託費用に応じて按分するなどの合理的基準により行われているかどうかについて確認を行うべきである。また、按分対象の人件費に関し、見積額と経費報告における計上額とで一定額の開きが生じている場合には、その理由を調査・確認するなど、適切な処理がなされているかについて十分な検査を実施すべきである。

このほか、最終的な委託業務経費の明細でも経費額は一部100円単位となっている部分を除きほとんどが1,000円単位であることや、報告書本文には「各2,000部増刷」と記載がある印刷物についても委託業務経費の明細においてこれに対応する発注の数量が2,000になっていないことなどからも、そもそも経費について十分な精査が行われたかどうかも疑問である。

(意見15)

支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。

## 1 1 「拓がる」環境活動普及啓発事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

未来を担う若い世代を中心として、「環境首都とくしま・未来創造憲章」を基にした環境意識啓発事業を県とNPOが連携して実施し、県民のライフスタイル転換・環境配慮行動を「拓げる」ことにより、県民総活躍で地球環境問題に挑むことを目的とする。

#### (2) 事業内容

- ・とくしま環境若者ネットワーク事業として、全国に先駆けて設置した「徳島県学生地球温暖化防止活動推進員」を中心とした学生同士が環境問題に対して意見交換や情報共有する場の設置や「四国学生エコサミット」を開催し、ネットワークづくりを促進する。
- ・徳島県学生地球温暖化防止活動推進員スキルアップ事業として、新規学生推進員対象の研修会を開催するほか、学生自らが企画運営するイベントやエコみらいとくしまが実施する各種イベントへの参画を通じて自ら主体的に行動する学生を育成する。
- ・次世代環境教育普及事業として、徳島大学、阿南工業高等専門学校と連携し、県の環境行政・施策、世界の環境課題の現状や動向等を学べる講義を実施する。
- ・エコスタイル推進事業として、学生推進員が参画して、各種イベント等において夏・冬のエコスタイルその他地球温暖化防止関連の普及啓発を行う。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律  
気候変動適応法

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
決算額	6,000,000	6,000,000	6,000,000	5,990,000

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	5,990,000	5,990,000

(8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

【指摘及び意見】

(1) 「拡がる」環境活動普及啓発事業（委託料）について

本事業にかかる委託契約は、委託先環境首都とくしま創造センターとの1者随意契約であるところ、委託契約書添付の仕様書において、受託者は委託料の請求にあたり実績報告書とともに請求書に支出を証明する書類を添付するとされている（「拡がる」環境活動普及啓発事業仕様書5、6）。しかしながら、本事業に関し、担当課が提出した関係書類には、委託業務完了報告書はあるものの、経費の明細に関する書類は含まれていなかった。

ところが、令和4年11月17日に、同センターに対し実施した関係人調査の結果、同センターは、本事業の完了報告時に委託料の明細を作成し県側に提出しているとのことであった。そうすると、かかる完了検査上、重要な書面について県側が事業報告に関係する記録とともに保管していなかったものと考えられる。

（指摘5・再掲）

完了報告を書面で受けることとされている委託契約について、完了報告にあたって委託先から提出された書面が適切に保管されていない事例がみられた。そのような書面は、事業の記録と合わせて適切に保管されたい。

また、同センターは、他の委託事業同様であるが、支出に関する資料までは県側に提供しておらず、提供を求められたこともないとのことであった。実際、本事業に関し、担当課が提出した関係書類には、支出を証明する書類は含まれていなかった。

関係人調査の際、同センターから提供を受けた経費の明細は、1,000円単位で構成されており、一見して経費の明細としての信用性に疑問を抱くものであった。

(指摘6・再掲)

経費の報告内容に関する支出を証明する資料を提出することとされている委託契約においては当該資料を確認しなければならないところ、確認が実施されていない委託契約があった。確認未了のものについては、速やかに資料提供を求め、検査を実施されたい。

本事業の委託業務完了報告書において報告された普及啓発業務（「とくしま環境若者ネットワーク」業務，エコスタイル推進業務）の多くは、前記6の「令和3年度とくしま環境首都学校講座実施業務」で実施されたエコみらいとくしまにおける38講座の日程と重複する。

そもそも、講座の実施と普及啓発活動とで異なる業務がなされたのか、同じ業務を両事業の結果として報告したのか不明である。また、同センターとはこのほかにも複数の委託契約がなされており（前記5、6、10の事業）、これらの業務報告を見ると、前記5の「気候変動適応情報収集・普及啓発事業」や前記10の「令和3年度環境学講座等実施業務」に関しても報告されている活動実績に重複がみられる。

既に指摘するとおり、これらの事業の完了報告にあたり事業費精算書や経費の明細、支出の資料がないものもあるが、各事業の見積書を見る限り、講師謝金や旅費などが計上されており、重複する事業について見積り上の重複がないかも判然としない。

いずれの事業も同センターとの1者随意契約であり、1者随意契約の場合、委託契約にあたり委託料の適正さを慎重に検討すべきであること、完了検査にあたってもより慎重であるべきことは既に意見したとおりであるが、同じ委託先との間で複数の1者随意契約がなされる場合においては、より慎重な検討や検査がなされるべきは言うまでもない。

しかしながら、同センターとの各委託契約にあたりこれらの点が十分に検討されたとは到底認められず、また、完了報告時の適切な検査も実施されていない。

(指摘9)



環境首都とくしま創造センターとの間の複数の委託事業に関し、事業の重複がないか、経費の重複がないか改めて精査すべきである。

事業の重複がある場合、事業の整理・合理化を進める必要がある。

経費の重複（委託料の余剰）が認められた場合、委託契約上余剰金の返納が約されている事業は当然のこと、その余の事業についても返納を求めるなどの適切な対応をすべきである。

## 1 2 地球にやさしい環境県民運動推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

県民、事業者、行政等各主体が連携のもと、環境活動を行うための中核組織として設立されている「とくしま環境県民会議」において、産学民官による実践的な取組を積極的に推進する。

#### (2) 事業内容

- ・節電をはじめとする省エネ・省資源の取組を呼びかける「徳島夏・冬のエコスタイル」について、とくしま環境県民会議と連携して、エコドライブの徹底や自転車への乗換え促進を呼びかけるなどの取組を県民総ぐるみで展開する。
- ・とくしま環境県民会議との協働でゴミゼロの日キャンペーンを実施するほか、家庭ごみ3R対策の推進等NPO団体と協働で、県内のスーパーマーケット、教育現場等でプラごみ削減キャンペーンを実施する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

徳島県環境基本条例

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成23年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,030,000	6,030,000	6,030,000	6,030,000
決算額	6,030,000	6,030,000	6,030,000	6,030,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	2,898,000	3,132,000	6,030,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

## 【指摘及び意見】

### (1) とくしま環境県民会議負担金について

県は、とくしま環境県民会議に対し、少なくとも平成23年度以降毎年603万円の負担金を支出している。担当課から当初提供された資料（ファイル）には、同会議の規約、予算、決算程度のものしかなく、同会議の活動実態などを把握することはできなかつた。

改めて担当課に活動実態などについて説明を求めたところ、同会議の事業報告書が提出されたが、活動実態の主は環境問題全般に関する普及啓発活動であり、同会議の令和3年度の予算書を見ても「普及啓発活動費」が支出全体の約8割を占める。

普及啓発活動の内容は、主に「脱炭素化」「温暖化対策」「ゴミの削減」「3R」「食品ロス削減」といったものである。

環境問題やその対策に関する普及啓発活動自体は有効な事業と考えるものの、県自体が取り組む普及啓発活動も複数存在する（前記1、5、6、7、11ほかの事業）。そして、これらの事業の多くは、同会議も含め他団体に対する負担金の支払いや委託によって執行されているが、県として主体的に普及啓発事業全体の把握や整理がなされている様子はいかぬ。環境首都とくしま創造センターに対する委託事業について活動内容や経費の重複の可能性は前述のとおりであるが、同会議の活動報告中の「普及啓発」活動も類似するものも多く、同会議に対する負担金の支出は事業の効率性、経済性の観点から疑義がある。

環境首都とくしま創造センターも同会議の会員であるところ、同会議の事業報告の中には、環境首都とくしま創造センターに委託した事業（主には前記11の事業）における普及啓発活動結果として報告されているものと重複がある。これらの活動経費が同会議から支出されたのか、環境首都とくしま創造センターから支出されたかは不明であるが、実態を調査したうえで、重複等が認められれば、同会議の会員である県として同会議の予算、決算、活動内容に関し是正を求めるべきであり、また、環境首都とくしま創造センターに対し支払った委託料について精算を求める必要がある。

（意見16）

とくしま環境県民会議については、県が実施する他の事業（主には普及啓発活動）との重複がないかなどを事業の効率性、経済性の観点から見直したうえで、同会議における収支の適否、同会議に対する負担金の支出や金額、その他の県による事業執行

について検討を要する。

同会議から環境首都とくしま創造センターへの委託事業の状況は以下のとおりである。

(単位 円)

	契約額	支出額	差引額
平成29年度	4,034,000	3,796,698	237,302
平成30年度	4,034,000	4,102,710	-68,710
令和元年度	4,034,000	2,896,993	1,137,007
令和2年度	4,034,000	3,381,130	652,870
令和3年度	4,034,000	3,993,966	40,034

すなわち、平成30年度は赤字となっているが、他の年度では利益が生じており、令和元年度では100万円を超える利益が生じている。

とくしま環境県民会議、環境首都とくしま創造センターとも県とは別の団体であり、県とは直接関係がない団体間での委託事業ではある。しかしながら、①とくしま環境県民会議の事務局業務は県職員が行っており、環境首都とくしま創造センターの事務局長は県からの派遣職員であること、②とくしま環境県民会議と環境首都とくしま創造センターはエコみらいとくしま内の同一の部屋に事務所があること からすると県としても当該委託事業により環境首都とくしま創造センターに利益が生じていたことは認識していたはずである。契約額が毎年同額であることから委託契約は1者随意契約であるものと推認されるが、競争がない状態で県職員が事務局長を務める環境首都とくしま創造センターと委託契約を結ぶことにより意図的に余剰を残していたものと判断されてもやむを得ない。

また、前記10の【指摘及び意見】(3)に記載のとおり、環境首都とくしま創造センターでは県からの受託事業について漫然と委託金額と同額の委託業務完了報告書を作成しており、余剰が生じた場合には返還義務がある契約についても余剰がないものとして処理している。しかしながら、とくしま環境県民会議との契約だけ利益が生じ、県との契約では一切利益が生じていないというのは不自然であり、正しく事業間で費用の配賦計算を行えば県と環境首都とくしま創造センターの事業においても余剰が生じていた可能性があるものと思われる。

(意見17)

とくしま環境県民会議の事業のうち、とくしま環境県民会議から環境首都とくしま創造センターへの委託事業については、同センターにおいて委託終了時に余剰が発生している年度が複数あったことからして、委託金額は適正な金額とはいえない。県は同会議の収入の大部分を負担していることから、今後、適正な金額で委託契約を行わせるべきである。

上記のとおり、同会議から環境首都とくしま創造センターへの委託事業は適正な金額とはいえない。この点、同会議の収入は県からの負担金が大部分を占めるものの、24市町村からの負担金や基金からの繰入金も存在する。県職員が事務局を務めている団体でありながら、県派遣職員が事務局長を務める別の団体に対して適正な金額とはいえない支出を行うことは、これらの資金の拠出元からの信頼を損ないかねないと思われる。

(意見18)

とくしま環境県民会議は県職員が事務局を務め、環境首都とくしま創造センターは県派遣職員が事務局長を務めているところ、同会議に関しては県以外の自治体等からも資金拠出を受けていることから、同会議、同センター間の契約にあたっては適正な契約となることにより強く求められる。県として、両団体間の契約が適正な契約となるように対応すべきである。

同会議に対する負担金のうち「義務的経費〈人件費部分〉」として2,898,000円が計上されている。かかる義務的経費について担当課に確認したところ、同会議の事業が多種多様で環境分野での県民、事業者、行政及び専門家とのネットワークの構築や、豊富な経験等を有する業者への委託を予定しており、これに係る管理監督者やスタッフの人件費相当分を見込むとのことであり、金額の根拠としては県職員の相応職の給与等を参考にしたとのことであったが、同義務的経費は少なくとも平成23年度以降、金額に変更はない。

義務的経費がかかる性質のものでその金額が負担金額の基礎となっているのであれば、本来、同会議の活動実態（前年度の実績や当年度の事業計画）に応じて毎年変

更されるべきものである。それにもかかわらず、義務的経費に変更はなく、また、負担金総額についても平成23年度以降変更がない。

前述のとおり、県が本事業に関して保管するファイルには、同会議の活動内容に係る記録はほぼなく、令和3年度に関しては同会議の予算書はあるものの、決算書もファイルには綴られていない。

県は、毎年、同会議の活動費の大部分を負担しながら、活動内容や収支を十分に確認しておらず、その適否について検討を怠っていると判断されてもやむを得ないと思われる。

(意見19)

とくしま環境県民会議については、収支の適否や県の負担金額の相当性を検討する前提として同会議の活動実態を十分に収集・把握すべきであり、収集・把握した情報は県においても適切に保管すべきである。

### 13 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

本県における温室効果ガス削減と災害等レジリエンスの強化を図るため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等の普及啓発活動を実施する。

##### (2) 事業内容

- ・防災フェスタ等のイベントにおいて、ZEH等の普及啓発活動を実施する。
- ・ZEHパネル展示やZEH補助金チラシ配布等を実施する。
- ・ZEH、また、エネルギー消費の「見える化」や機器の制御を行うエネルギー管理システムの導入を促進する。
- ・エネルギー利用の平準化による省エネと災害等レジリエンスの強化を図るため、効率的なエネルギー利用に資する蓄電池の導入を促進する。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

特になし

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成29年度開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	—
決算額	—	—	—	—
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	—	—

## (8) 事業効果（指標）の推移

指標名	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動の実施数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	－	8件	9件	12件	14件

### 【指摘及び意見】

#### (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業について

本事業は予算の伴わない事業（ゼロ予算事業）である。

ゼロ予算事業について、県は「行政サービスの提供には必ず予算を伴うとの考え方から脱却し、『県職員の活動が最大の予算事業』として、知恵を絞り、工夫をこらして施策を推進する事業」と位置づける。

一般に予算を伴わない事業は経済性の面では優れており、これに積極的に取り組もうとする県の姿勢は評価に値する。

しかしながら、ゼロ予算事業の中には、このたびの監査対象である環境基本計画にもあるように、各種計画の指標と関連し重要取組の一部となっている事業もあり、ゼロ予算事業であっても他の事業同様、適切に実行されているか否かを確認し継続的に進捗管理を行う必要がある。また、県職員がゼロ予算事業を遂行している間は他の事業遂行をなしえないのであるから、事業の目的に適った活動がなされているか、効率的な活動がなされているか、事業の効果が出ているかといった評価・検証はゼロ予算事業であっても他の事業同様必要なことである。

ところが、担当課においては、本事業について事業として独立したファイル等の記録は残しておらず、残っている資料は他の事業のファイルに分散している状態であるとのことであった。

#### （意見20）

ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わらない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。



令和4年11月1日に実施した担当課（グリーン社会推進課）に対するヒアリングの結果、本事業は、概ね、脱炭素社会の実現に向けて、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）などの省エネに資するシステム導入を促進することを内容とするものである。

ZEH、ZEBの普及・推進に向けた意見については後記16「ゼロカーボンシティ推進事業補助金」事業に対する監査結果においても記載するが、積極的に取り組むべきことは令和元年度の包括外部監査においても指摘されている。にもかかわらず、ヒアリングの限りでは令和3年度中の事業実態はないに等しい。当該事業が補助金事業であるのに対し、本ゼロ予算事業はZEHなどの普及啓発を目的とするものであるから、本事業の停滞が、補助金事業の停滞にも影響を及ぼしている可能性が高い。予算がないことが活動停滞の一因となっている可能性があるのであれば適切に予算を確保する必要があるが、これまでどおりゼロ予算事業として遂行するとしても、今後、事業目的に適った十分な活動がなされるよう事業内容の見直しを要する。

（意見21）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等の啓発については、他の予算を伴う事業（令和3年度においては「ゼロカーボンシティ推進事業補助金」事業）へも影響するものであるから、予算確保の要否も含め、事業内容を全般的に見直し、積極的な取組がなされるべきである。

## 14 「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

県民総活躍による気候変動対策を推進するため、県と共同して気候変動対策に取り組む「とくしまエコパートナー」事業者や団体の任命を推進する。

#### (2) 事業内容

脱炭素社会の実現に向けて県民、事業者などあらゆる主体が主役となって取り組む「県民総活躍」による気候変動対策の具現化を図るため、「環境教育の推進」や「環境活動の支援」などの気候変動対策に県と連携して取り組む企業・団体を募集し、「とくしまエコパートナー協定」を締結する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

とくしまエコパートナー協定実施要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	—
決算額	—	—	—	—
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	—	—

## (8) 事業効果（指標）の推移

指標名	「とくしまエコパートナー」締結企業・団体数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	10 企業・団体	21 企業・団体	21 企業・団体	30 企業・団体

### 【指摘及び意見】

#### (1) 「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業について

「とくしまエコパートナー」の締結企業・団体数については、令和2年度の実績が21企業・団体であるところ、令和3年度の実績も依然として21企業・団体である。令和3年度については、令和2年度までに「とくしまエコパートナー」を締結済みの企業・団体の活動実績については県のホームページで公開しているものの、締結企業・団体数を増加させる取組については成果があったことがうかがわれず、そもそもその取組について記録がないこともあって令和3年度に締結企業・団体数を増加させる取組の活動実態があったかどうかとも判然としない。

「とくしまエコパートナー」の締結企業・団体数はいまだ目標の30企業・団体に到達していないのであるから、目標達成のため、積極的な取組を伴う事業内容の見直しを要する。

#### （意見22）

「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業については、令和3年度においてとくしまエコパートナー締結企業・団体数の増加という点で成果はなく、増加のための活動実態があったかも判然としない。同数は、基本計画における環境指標の一つであり、現時点で未達成であるから、事業内容を見直し、積極的な取組がなされるべきである。

## 15 新しい未来へ！徳島がはじめるSDGs実践プロジェクト（うち 多様な主体と繋がる・広げる「エシカル消費」）

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

エシカル消費の更なる認知度向上や実践促進に向け、消費者、事業者、団体、学校、行政で連携のうえ、エシカル消費の取組を展開し、県内外に取組をアピールする。

#### (2) 事業内容

- ・消費者、事業者、団体、学校、行政等からなる「とくしまエシカル消費推進会議」を開催し、会員の交流を深めるほか、各会員がエシカル消費の普及啓発を推進する。
- ・県外のイベントに出展し、本県の取組をPRする。
- ・コロナ禍において、エシカルな消費行動の重要性が再認識されつつあり、県民の消費行動や意識の変容を適確に把握するため、「エシカル消費の認知度調査」を実施し、施策展開に活かす。
- ・エシカル消費や消費者志向経営に取り組む全国の団体や事業者が一堂に会した「持続可能な社会を目指すチャレンジセミナー」を開催し、先進的な取組を学び、各自の施策や活動に活かすヒントとなる場を創出する。また、全国の自治体の消費者行政関係者が集まる「エシカル消費自治体交流セッション」を開催し、消費者行政を通じた自治体同士の交流を深め、今後の事業展開の幅を広げるためのネットワークを構築する。
- ・消費者のエシカル消費の浸透を図るため、SNSキャンペーンを複数回実施する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部消費者くらし安全局・消費者政策課

#### (4) 根拠法令等

消費者教育の推進に関する法律

徳島県消費者市民社会の構築に関する条例

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度（「多様な主体と繋がる・広げる『エシカル消費』」については令和3年度）開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	7,500,000	5,000,000	15,000,000	15,600,000
決算額	7,258,295	5,000,000	5,612,358	9,085,786

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	4,525,668	4,560,118	－	9,085,786

(8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

【指摘及び意見】

(1) R3 とくしまSDGsシンポジウム開催等委託業務について

R3 とくしまSDGsシンポジウム開催等委託業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、A社と契約金額6,399,907円で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり応募者が少数となる傾向にある。

本業務の募集においても、結果としてA社しか応募者がおらず、複数の企画提案の中から優れたものを採用するというメリットは得られず、競争が行われないままA社と契約を行うというデメリットが残った。

応募者が1者しかいなかったのは結果論かもしれないが、本業務は見積限度額640万円とかなり高額な委託であるため、可能な限り多数の者が応募するような募集を行うべきである。

この点、本業務の募集では、募集要項等の公表が令和3年3月11日であるのに対し、参加申込締切が3月22日まで、企画提案書等の提出締切が4月9日までというスケジュールとなっているが、もう少し余裕を持ったスケジュールでの募集を行うべきであったと思われる。

また、参加資格として「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査により資格を有する者で、営業品目が「イベント企画」、「会場設営」及び「イベント運営」全てを登録している者であること。（資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書に必要書類を添付

して令和3年3月22日までに徳島県管財課へ登録を行うこと。）」「令和3年3月25日に行われる事業説明会に参加していること。」という要件が付されているが、あえてこのような要件を付す必要はなかったのではないかと思われる（管財課によると、公募型プロポーザル方式による場合には管財課への登録は必ずしも必要ではないとのことである。）。

さらには、シンポジウムに関するさまざまな業務を一括して募集しているが、業務を分割すればそれぞれの業務に対して複数の応募者を望めたのではないかと思われる。

（意見3・再掲）

プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。

## (2) R3 SNSを活用した「エシカル消費」普及啓発キャンペーン企画運営業務について

R3 SNSを活用した「エシカル消費」普及啓発キャンペーン企画運営業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、B社と契約金額799,700円で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり応募者が少数となる傾向にある。

本業務の募集においても、結果としてB社しか応募者がおらず、複数の企画提案の中から優れたものを採用するというメリットは得られず、競争が行われないままB社と契約を行うというデメリットが残った。

まず、本業務の募集では、募集要項等の公表が令和3年3月11日であるのに対し、参加申込締切が3月22日まで、企画提案書等の提出締切が4月9日までというスケジュールとなっているが、もう少し余裕を持ったスケジュールでの募集を行うべきであったと思われる。

また、参加資格として「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査により資格を有する者で、営業品目

が「イベント企画」及び「イベント運営」両方を登録している者であること。(資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書に必要書類を添付して令和3年3月22日までに徳島県管財課へ登録を行うこと。)」という要件が付されているがあえて事前にこのような要件を付す必要はなかったのではないかと思われる(管財課によると、公募型プロポーザル方式による場合には管財課への登録は必ずしも必要ではないとのことである。)

(意見3・再掲)

プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。

本事業の委託契約書では、第8条「乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。」と定められている。

しかしながら、本事業の資料中には、委託業務完了報告書はあるものの、事業費精算書は添付されておらず、委託契約に反する状態が看過されている。

(指摘10)

完了報告に際し事業費精算書を提出することが定められている委託契約において、事業費精算書が提出されていない事例がみられた。そのような委託契約においては、事業費精算書の提出を求め、その検査を実施すべきである。また、完了検査を実施した際は、実施状況を事後的に確認できる記録を残すべきである。

### (3) エシカル消費の普及に係る啓発品の購入について

エシカル消費の普及に係る啓発品について、1者随意契約によりC社と契約金額293,535円で物品購入契約を締結した。

見積徴収業者の選定理由について、見積徴収伺いでは、「エシカル消費の啓発を行うにあたっては、作成する啓発品についても環境に配慮した素材であることが必要である。C社は環境や持続可能性に配慮した素材を使用した啓発品に特化した啓発品の

販売を行っている専門の事業者であるため、同社から購入する。」と記載されている。

しかしながら、環境や持続可能性に配慮した素材を使用した啓発品の販売を行っている事業者はC社以外にも存在すると考えられる。

平成19年3月22日付の管財課長通知「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に係る随意契約において〈一者随意契約〉とすることができる予定価格の基準について（通知）」では、1件の予定価格が10万円以上の契約において見積書を徴する者を1人とすることができる場合として、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるとき。」と定められているが、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由はなく、また、理由の有無を検討した形跡もない。

（指摘3・再掲）

予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。

1者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。

県の定める「物品購入改善マニュアル」では、1件の予定価格が30万円以上の物品購入は物品購入業者選定委員会の事前審査を受けることと、原則一般競争入札によることが定められている。

本件について、予算額300,000円で執行委託荷が作成されているが、合議先の管財課の付帯意見として「物品購入事業者選定委員会を設置、開催すること」と「支出金額が30万円以上の場合には、原則一般競争入札を執行すること。」が記載されている。

しかしながら、その後の見積徴収伺いにおいては予定価格を295,000円とし、物品購入事業者選定委員会の審査を行わず、随意契約により業者選定が行われた。

予算額300,000円で執行委託荷を作成しておきながら、合理的な理由なく見積徴収伺いの段階で予定価格をこれより低い金額にした処理については、大いに疑問である。



なお、実際、C社から提出された令和4年2月17日付の見積書では293,535円となっており300,000円未満の見積とはなった。しかし、令和4年2月28日に啓発品の印刷に係るデザイン修正として追加で見積徴収を行い、7,700円増額されることとなった。その結果最終的には301,235円を支払っている。

(指摘11)

執行委託伺に記載した予算額では原則一般競争入札を執行すべきとの指摘を管財課から受けた後に予定価格を引き下げて随意契約により業者選定を行った事例がみられた。執行委託伺において想定していた価格があるにもかかわらず、合理的な理由なくその価格よりも低い価格を予定価格とすることにより簡便な手続をとることは差し控えるべきである。

## 16 ゼロカーボンシティ推進事業補助金

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

災害発生時には自立・分散型エネルギーとして活用可能な脱炭素型設備の導入を促進し、民生部門における温室効果ガス削減と防災力の向上を図る。

#### (2) 事業内容

- ・県内においてZEHの新築、購入又は改修に要する費用及びZEBの建築に要する費用のそれぞれ一部を補助する。補助対象は、蓄電システムを備え、国のZEH補助金を受ける住宅又は国のZEB補助金を受ける建築物である。
- ・県内において自然エネルギー発電施設を整備する事業者、発電施設導入に向けた可能性調査を実施する事業者に対し補助を行う。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業補助金交付要綱

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設導入可能性調査補助金交付要綱

自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設整備補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	28,000,000
決算額	—	—	—	21,436,000
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	8,436,000	13,000,000	21,436,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

## 【指摘及び意見】

### (1) 「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業（①ZEH補助事業）について

本事業（ZEH補助事業）は、住宅の高断熱化と高効率設備により消費エネルギーを抑えるとともに、太陽光発電や蓄電システム等の導入によりエネルギーを創り使うことで、年間のエネルギー収支がゼロ以下となる住宅の建設、購入、改修に対し補助金を交付する制度であるが、担当課の説明によれば令和3年度の同事業予算（後述の②ZEB補助事業を含む）は5,500,000円であった。これに対し、補助金交付の申請数は14件、次年度繰越分を除く交付実績は12件、2,761,000円に留まる。

エネルギー利用の高効率設備や太陽光発電設備、蓄電システムの導入は、個々の家庭における脱炭素化を実現し具体的な省エネ効果をもたらすものであり、これを促進する本事業は、普及啓発活動といった抽象的な事業との比較において環境保全に直結する有効な事業と考える。

県は、令和3年12月に策定した「徳島県版・脱炭素ロードマップ」においても自然エネルギー最大限導入を重点施策として、具体的な取組としてZEHの拡充、ZEBの率先導入を掲げ、2030年度までに新築住宅のZEH割合60%を目標に掲げている（2020年度実績は24.4%）。

本事業は、令和元年度の包括外部監査（テーマは「住宅施策に係る事務事業の執行について」）においても監査対象となり、その結果、平成30年度までの少ない利用実績に関する原因の検証や補助金制度の普及に向けた取組について意見がなされた。

県は、同意見に対する措置として、令和2年度中に関係事業者との意見交換を実施したことや、令和3年度以降の補助対象設備の拡大などを公表している。

しかしながら、上記のとおり、令和3年度の交付実績は令和元年度当時から横ばいのままで推移しており（令和元年度は13件、令和2年度は7件）、現時点では、令和元年度の監査意見を踏まえた取組の効果は表れていない。

この点、担当課によれば、本事業は、国の同種補助金の支給対象者に対する県独自の上乗せ補助であるところ、そもそも県内における国の補助制度利用者が少ないため本事業の利用者も少ない状況にあるとのことである。

そうであれば、国の補助金対象者であることを本事業の申請要件から外すことなども含め、本事業の利用を促進するため申請要件や補助対象を改めて検討することも必要である。

(意見 2 3)

Z E H補助金制度の認知度を向上させるとともに、申請の要件や利便性、補助率及び補助額などについて消費者や事業者の意見を確認するなどして、より利用実績を高めるための取組を継続されたい。

(2) 「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業（②Z E B補助事業）について

本事業は、前記(1)記載の一般住宅向けの事業（Z E H補助事業）のほかに、Z E B（高断熱化等により消費電力を削減するとともに、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費するエネルギー収支をゼロとすることを目指した建築物）の建築に対する補助制度（Z E B補助事業）も含まれる。

しかしながら、令和3年度においてZ E B補助金の申請、交付実績はない。

Z E Bは、Z E H同様、具体的な省エネ効果を実現し環境保全に直結するといった有効性を持つものであるが、加えて、ビルや大型施設を対象とするため、一般住宅との比較において、これを実現した建築物による省エネ効果はより大きいと考える。また、かかる環境保全効果のみならず、その事業規模から、Z E B建設にあたり環境配慮型の建築や設備の設計、製造、販売等の環境関連産業の成長、環境に配慮した建築物を建設した企業や団体に対する評価の向上（ブランディング）にも資するなど、波及的な効果も期待できる。

前記(1)記載の脱炭素ロードマップにおいても、県は、県有施設のZ E B化検討チームを設置することや、民間事業者に対する補助事業の支援策の実施を掲げている。

(意見 2 4)

県有施設のZ E B化や民間事業者に対する支援策などを具体的に検討し、県内におけるZ E Bの普及に向け積極的な取組を推進されたい。

## 17 未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

脱炭素社会の実現に向け、気候変動対策推進条例を羅針盤に、温室効果ガス排出抑制である「緩和」と温暖化の影響に対応する「適応策」を両輪とした取組を展開する。

#### (2) 事業内容

環境審議会の開催、温室効果ガス排出量に係る現状推計調査、環境マネジメントシステム、エネルギー管理講習などを実施する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成21年度から開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,977,000	3,963,000	4,200,000	4,200,000
決算額	3,686,012	3,001,499	3,237,268	2,327,739
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	2,327,739	—	2,327,739

#### (8) 事業効果（指標）の推移

指標名	「気候変動アワード」の表彰総数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	5件	11件	17件	16件

## 【指摘及び意見】

### (1) エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について

エコオフィス活動実績集計・分析システムは、県の各所属職員が年度ごとに活動実績（電気、燃料使用量、物品購入量等の実績）を入力して集計し、県自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷の低減に向けた取組を効率よく推進することを目的とするものである。新年度から7月中を目処に機構改革などシステムの情報を最新に更新する事業をグリーン社会推進課が実施し、8月から9月にかけて各所属職員が前年度の活動実績を入力し、10月頃グリーン社会推進課が結果の集計を実施しているというのが当該システムの利用実態である。

本業務は、当該システムを構築した事業者であるA社に対する1者随意契約により委託されている。委託に係るシステム保守業務には、障害発生時の対応作業も含まれている（仕様書）。

本業務に関しては、令和3年4月1日に見積書の提出依頼文書が決裁された。その後、A社から4月6日付で見積書が提出され、同日付で委託契約の締結が決裁され、同日付の委託契約書が作成された。委託期間は、令和3年4月6日から令和4年3月31日までとされた。

システム保守にあたっては、特にハッキングを受けて情報漏洩等が生じたおそれがある場合やシステムに使用しているソフトウェアの脆弱性が発覚した場合など、迅速な対応が求められる場合も多い。そして、そのような場合に迅速な対応を怠ると、大きな被害が生じてしまうことも少なくない。したがって、年度初めだからといってシステム保守の空白期間は作るべきではない。

4月1日付で契約を締結して委託期間を開始している委託業務は他の事業においては多数ある（警備業務などはその典型である。）のであり、システム保守業務である本業務をそれと同様に取り扱わない理由は存在しない。

なお、担当課は、当該システムは庁内のネットワークでのみ使用するシステムであり外部からのアクセスに関する保守は必要ないこと、当該システム専用の機器（ハードウェア）は存在しないため故障に係る保守は必要ないことを理由に、当該システムを使用しない年度当初は保守の必要がない旨説明する。

しかしながら、庁内のネットワークであるとはいえ、インターネットにつながったパソコンを通じてアクセスが可能である以上、セキュリティリスクはないと評価することはできない。また、当該システム専用の機器が存在しないというのであれば、当

該システムの不具合が、機器を共用する他のシステムやサービスに影響しかねないのであり、むしろ絶え間のない保守が必要となるというべきである。したがって、いずれも年度当初に保守を不要とする理由とは評価しがたい（そもそも、いかなる障害が発生しても一切支障が生じないのであると仮定すれば、グリーン社会推進課が結果集計を完了した後の11月から年度末までのシステム保守を委託することは不必要に過剰であり不適切ということになる。）。

（意見25）

エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について、令和3年度においては年度当初に契約期間外となる期間が存在したが、システム保守等に関する業務は年度初めにシステム障害等が発生した場合でも直ちに対応する必要があるのであるから、委託期間の切れ目がなくなるように委託すべきである。

## 18 「自立・分散型電源」導入推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

災害が発生した場合でも対応可能な、再生可能エネルギーを活用した「自立・分散型電源」の導入を推進することで、防災力を強化するとともに、温室効果ガス排出削減の実現を図る。

#### (2) 事業内容

南海トラフ巨大地震や気候変動に伴い激甚化する台風等による災害に備え、自立・分散型電源の確保に向けて、VPP等の本県への導入可能性を検討するための調査（災害対応拠点、電力供給施設の選定等）を行う。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	1,300,000
決算額	—	—	—	1,298,000
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	1,298,000	—	1,298,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

### 【指摘及び意見】

#### (1) 令和3年度地域マイクログリッド導入に係る自治体の取組の手引き策定業務につ



いて

令和3年度地域マイクログリッド導入に係る自治体の取組の手引き策定業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、A社と契約金額1,298,000円で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり応募者が少数となる傾向にある。

本業務の募集においても、結果としてA社しか応募者がおらず、複数の企画提案の中から優れたものを採用するというメリットは得られず、競争が行われないままA社と契約を行うというデメリットが残った。

確かに本業務は特殊な内容であるため、単純な価格競争になじみにくく、プロポーザル方式による募集自体は妥当な選定方法であったのかもしれない。

しかしながら、募集要項等の公表が令和3年8月17日であるのに対し、募集要項等に関する質問受付・回答が8月27日まで、企画提案書等の受付期間が9月6日までという日程は業務の特殊性からするとタイトなスケジュールではないかと思われる。

また、参加資格として「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査を受け、参加資格者名簿に登載されている者であること（当該名簿に登載されていない者は、一般競争入札参加資格申請書に必要書類を添付して、企画提案書等の受付期間の最終日の7営業日前までに管財課へ提出すること。）」という要件が付されているが、応募者が多数想定されるような場合はともかく、本件のような特殊な業務でこのような要件をあえて付するのは疑問である（管財課によると、公募型プロポーザル方式による場合には管財課への登録は必ずしも必要ではないとのことである。）。

本業務の委託先であるA社とは、徳島県における地域マイクログリッドのあり方等について打ち合わせやメールのやり取りを頻繁に行っており、A社にとっては事前に十分準備できていた状況であった反面、他の者にとっては特殊な業務内容にもかかわらず十分な質問等の期間も設けられていないと思われることから、応募者がA社のみであったのは必然であったのかもしれない。

（意見3・再掲）

プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。

## 19 自然エネルギー協働推進事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

自然エネルギー立県とくしま推進委員会により、自然エネルギー立県とくしま推進戦略に示された各計画の適切な事業進捗状況を検証し、自然エネルギーによる電力自給率をはじめとする各種指標の進捗管理を図る。

#### (2) 事業内容

「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、自然エネルギーの普及促進や災害に強い小水力発電設備などの導入、固定価格買取制度の見直し、電力システム改革への対応等について、「自然エネルギー立県とくしま推進委員会」において検証を行う。

さらに、エネルギーの地産地消、災害に強いまちづくり、地域経済の活性化、ビジネスチャンスの創出に向け、「自然エネルギー活用プロジェクトチーム」において検討を行うとともに、「環境とビジネス」をテーマとしたイベントを開催し、県内環境ビジネスの活性化を促す。

また、自然エネルギー協議会会長県として、中央（東京）等での積極的な情報収集活動を行い、県を挙げて自然エネルギーの導入を加速していく。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	2,691,000	2,691,000
決算額	—	—	565,433	863,292

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	863,292	—	863,292

(8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

【指摘及び意見】

(1) 地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナー等運営業務について

地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナーは、講師3名によるセミナーであるが、うち県外在住の講師2名については講師がオンラインで参加することによって開催された。

担当課によると、当初はいずれの講師も現地で参加することを前提に対面開催及び県直営でのオンライン配信を予定していたとのことである。実際、本事業について、予算では委託費の計上はない。

そして、担当課によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、前述のような開催方法となり、直営での配信作業が困難となったことから、本業務を委託することとなったとのことである。

このセミナーについては、報償費、需用費（チラシの印刷費用）、会場借上費については本事業に計上されているものの、運営業務については、本事業ではなく前記1の「水素エネルギー『新時代』展開加速事業」に計上されている。

担当課はその理由として、当日は同じAホテルを会場として「地域循環を目指す『環境とビジネス』セミナー」と「燃料電池バス試乗会」を開催するものであるから、これら2つは本事業と水素エネルギー「新時代」展開加速事業の連携事業であるため、水素エネルギー「新時代」展開加速事業の方で本業務を委託することとした旨説明する。

しかしながら、セミナーのオンライン配信を内容とする本業務の内容は、水素エネルギー「新時代」展開加速事業の目的に資するものとはいえ、本業務は専ら本事業

の目的で遂行されたと評価すべきである。

すなわち、本業務の委託費を水素エネルギー「新時代」展開加速事業において計上したことは、本事業の予算にない委託費を支出するための手続を省略するために実態に反して予算を実質的に流用したものであるというほかない。予算の流用は、予算により支出をコントロールしようとする予算制度の例外的処理なのであるから、適正な手続に則って行うべきであり、このような実質的な流用は許されるものではない。

このような流用があると、具体的には単に連携事業であるというだけで水素エネルギー「新時代」展開加速事業において本業務の委託費を支出すると、本事業が実態よりも安価に実施できたような外観及び水素エネルギー「新時代」展開加速事業の実施には実態よりも高価な支出を要するかのよう外観が生じることとなる。このような外観を生じさせることは、今後の予算検討や事後的な検証において誤った結論を導きかねないものであり、その意味でも許されるものではない。

(指摘 1 2)

地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナー等運營業務について、当該業務に関連する支出の一部が他の委託事業で経費計上されていた。このような予算の流用がなされると、事業実態と経費とが乖離することで、今後の同種事業の予算検討や事後的な検証において誤解を生じさせかねない。そこで、ある事業に要する費用を連携事業である別の事業から支出するような処理は、当該別の事業の実施としての実体を伴わない限り、行ってはならない。

## (2) 地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナーチラシ印刷業務について

地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナーに関するチラシの印刷業務は、見積合わせの結果、印刷業務をB社に発注した。

ところが、チラシの発注の際、前記1の「水素エネルギー『新時代』展開加速事業」の一環として同日に同じ場所で行う燃料電池バス試乗会の案内が反映されていなかったことから、B社のみの1者見積りでの随意契約により、印刷内容を変更するとともに費用の増額を行った。

チラシ印刷などの費用支出を伴う広報において、広報すべき事項を脱漏してしまうようなミスは、どうしても発生してしまう性質のものであることは否定できない。しかしながら、安易な増額変更を許せば、見積合わせ時や当初契約時において低廉な価

格で契約を締結した後、見積合わせ等の価格の適正さを担保する方法を経ずに増額変更することも可能となってしまう、このような事態は可能な限り避けるべきであることはいうまでもない。そして、連携事業において連携事業を構成するいずれかの事業に関する事項を失念するということは、典型的に発生しやすいものといえることから、広報を行うにあたっては十分に注意を払うべきである。

(意見26)

複数の連携事業に関してまとめて広報を行う場合、広報の一部が脱漏するおそれがあるため、各事業について広報すべき事項が過不足なく盛り込まれているか事前に十分に検証すべきである。

## 20 自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

県内における自然エネルギーの創エネ・蓄エネ・省エネ設備の導入拡大を図るため、低利の融資事業実施により、事業者における自然エネルギーや省エネルギー設備の導入をより一層推進する。

#### (2) 事業内容

自然エネルギー立県とくしま推進資金融資制度は、県内の中小企業者が、太陽光発電パネル等を設置する際に利用できる低利な融資制度である。

貸付制度を運営するため、県は予算の範囲内で原資を取扱金融機関に預託し、取扱金融機関は、預託された原資の額の20倍に相当する額以上の融資を行う。

- ・ 融資限度額 1億円
- ・ 融資利率 年1.6～1.7%
- ・ 融資枠 20億円（協調倍率20倍以上）
- ・ 保証料率 年0.62%以内
- ・ 融資の受付、審査等は取扱金融機関や信用保証協会が行う。

※但し、メガソーラー等の大規模発電施設については、特別枠を設定し、融資限度額を2億円、融資利率年1.9%とする。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

自然エネルギー立県とくしま推進資金融資要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成24年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
決算額	79,000,000	66,500,000	58,600,000	50,700,000

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	50,700,000	50,700,000

(8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

【指摘及び意見】

(1) 自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業について

自然エネルギー立県とくしま推進資金とは、中小企業者が自然エネルギー等設備、LED設備、その他の対象設備を導入するに際して、一定の条件を満たした場合に受けられる融資制度である。

そして、自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業は、当該融資制度の取扱金融機関に対して融資残高の20分の1を年0.002%の預託利率で預託する事業である。

当該融資制度は、制度開始当初と比較して近年利用件数が大幅に減少している。

利用が減少している理由としては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取価格が年々引き下げられていることもあるが、本制度に構造的な欠陥があるためと思われる。

まず、当該融資制度を受けるためには保証協会の保証を付けるか、付けない場合には年0.3%の融資利率の上乗せが必要になる。そのため、金融機関としてもプロパーで融資できる先には当該融資制度を利用せず、当該融資制度を利用するのはプロパーでは貸せない顧客に限定されることになる。

また、本事業により県は取扱金融機関に対して低利率で預託金を預託することになっているが、現状のマイナス金利下では預託金の受入れは金融機関にとって必ずしもメリットとなるとは言い切れない。

県が利子補給をするというのならばともかく、現在の制度では顧客にとっても特にメリットがなく、金融機関にしても種々の書類作成や報告が必要になる等のデメリット



トもあることから、本事業については見直しが不可避というべきである。

(意見 27)

自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業については、資金を要する顧客側、資金貸付を行う金融機関側いずれにも不便で十分なメリットのないものとなっており、事業を継続すべきか否かについて、再検討を行うべきである。

## 2 1 水素エネルギー「社会実装」推進事業（事故繰越）

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

水素エネルギーの「社会実装」を推進するため、民間事業者が行う「地産地消エネルギー（副生水素）を活用した水素供給拠点」に対し、補助制度を創設し、地産（副生）水素供給体制の構築を図る。

#### (2) 事業内容

化学製品（苛性ソーダ）の生産過程で、副次的に発生する「副生水素」について、燃料電池自動車やバスの燃料として使用できるように、純度を上げる設備「精製・圧縮設備」と燃料電池自動車やバスに水素の充填を行う「水素ステーション」を整備することに対し、補助制度を創設して事業費の一部を支援する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県水素供給拠点整備事業費補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和元年度開始・令和3年度終了

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	340,000,000	明許繰越	事故繰越
決算額	—	—	—	340,000,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	340,000,000	—	340,000,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

**【指摘及び意見】**

特に指摘・意見はない。

## 2 2 水質環境基準監視事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、河川の採水及び現場測定並びに河川・海域の水質測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。

#### (2) 事業内容

本県の38河川77地点において採水・現場測定を行い、採水された試料については9海域31地点において採水された試料とともに水質測定(水生生物4項目に係るものを除く。)を行い、もって、環境基本法第16条に基づく環境基準(人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)等についての常時監視を行っている。常時監視は、水質汚濁防止法第16条に基づき毎年作成する「公共用水域の水質測定に関する計画」に即して実施し、環境基準の達成状況を確認している。公共用水域の水質汚濁の状況等については、毎年9月頃に県ホームページで公表する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

環境基本法 第16条

水質汚濁防止法 第15条、第16条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

昭和47年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,163,000	5,269,000	5,366,000	5,595,000
決算額	4,405,000	4,469,000	5,146,000	5,314,000

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	5,314,000	—	5,314,000

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	水質環境基準の達成率（河川・海域）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	97%	92%	97%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 23 豊かなとくしまの水環境を未来へ伝える事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、水生生物4項目に係る水質測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。

#### (2) 事業内容

本県の38河川77地点及び9海域31地点において採水された試料について、水生生物4項目についての水質測定を行い、もって、環境基本法第16条に基づく環境基準（人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）等についての常時監視を行っている。常時監視は、水質汚濁防止法第16条に基づき毎年作成する「公共用水域の水質測定に関する計画」に即して実施し、環境基準の達成状況を確認している。公共用水域の水質汚濁の状況等については、毎年9月頃に県ホームページで公表する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

環境基本法 第16条

水質汚濁防止法 第15条、第16条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成26年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,031,000	1,031,000	1,031,000	1,031,000
決算額	1,150,000	760,000	881,000	980,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	980,000	—	980,000

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	水質環境基準の達成率（河川・海域）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	97%	92%	97%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 2.4 海域環境監視事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、海域の採水及び現場測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。

#### (2) 事業内容

9海域31地点において採水・現場測定を行い、もって、環境基本法第16条に基づく環境基準(人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)等についての常時監視を行っている。常時監視は、水質汚濁防止法第16条に基づき毎年作成する「公共用水域の水質測定に関する計画」に即して実施し、環境基準の達成状況を確認している。公共用水域の水質汚濁の状況等については、毎年9月頃に県ホームページで公表する。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

環境基本法 第16条

水質汚濁防止法 第15条、第16条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

昭和47年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,157,000	11,523,000	11,778,000	11,795,000
決算額	9,406,000	11,161,000	10,721,000	10,994,000
(財源内訳)				
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	10,994,000	—	10,994,000



(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	水質環境基準の達成率（河川・海域）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	97%	92%	97%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 25 工場・事業場対策の推進

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

事業場の廃棄物焼却炉等から大気中に排出される水銀を監視し、排出基準の遵守等、事業場における水銀排出対策を推進する。

#### (2) 事業内容

平成30年度に大気汚染防止法が改正・施行され、廃棄物焼却炉など、大気中に水銀を排出する施設（水銀排出施設）に対して、排出基準の適合状況を確認するため、水銀排出施設設置事業者に対し、水銀濃度の測定を義務づけた。県は、排出基準の遵守状況を確認するため、水銀排出施設設置事業者に立入し、行政検査を実施し、必要に応じて指導している。また、全ての水銀排出施設設置事業者に対し、測定結果の提出を求めており、排出状況を確認している。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

大気汚染防止法 第18条の26～第18条の40

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成30年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	—
決算額	—	—	—	—
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	—	—

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	100%	100%	100%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 26 土壌汚染防止対策事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌環境中のダイオキシン類濃度を測定する。

#### (2) 事業内容

ダイオキシン類対策特別措置法では環境中のダイオキシン類の濃度の基準である「環境基準」が定められている。本事業は、県においてその達成状況を確認するため、土壌環境中のダイオキシン類の濃度を測定する事業である。測定結果については、毎年7月初旬に県ホームページにて公表している。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法 第26条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成12年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	726,000	784,000	815,000	843,000
決算額	713,000	779,000	780,000	780,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	780,000	—	780,000

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	ダイオキシン類の環境基準の達成状況				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	100%	100%	100%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 27 有害大気汚染物質監視事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気中のダイオキシン類濃度を測定する。

#### (2) 事業内容

ダイオキシン類対策特別措置法では環境中のダイオキシン類の濃度の基準である「環境基準」が定められている。本事業は、県においてその達成状況を確認するため、大気中のダイオキシン類の濃度を測定する事業である。測定結果については、毎年7月初旬に県ホームページにて公表している。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法 第26条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成12年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	935,000	1,010,000	1,049,000	1,086,000
決算額	918,000	1,004,000	1,004,000	1,004,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	1,004,000	—	1,004,000

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	ダイオキシン類の環境基準の達成状況				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	100%	100%	100%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 28 水質環境基準監視事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域におけるダイオキシン類濃度を測定する。

#### (2) 事業内容

ダイオキシン類対策特別措置法では環境中のダイオキシン類の濃度の基準である「環境基準」が定められている。本事業は、県においてその達成状況を確認するため、公共用水域におけるダイオキシン類の濃度を測定する事業である。測定結果については、毎年7月初旬に県ホームページにて公表している。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法 第26条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成12年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	507,000	548,000	569,000	589,000
決算額	498,000	545,000	544,000	544,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	544,000	—	544,000



(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	ダイオキシン類の環境基準の達成状況				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	100%	100%	100%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 29 地下水質監視事業

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、地下水中のダイオキシン類濃度を測定する。

#### (2) 事業内容

ダイオキシン類対策特別措置法では環境中のダイオキシン類の濃度の基準である「環境基準」が定められている。本事業は、県においてその達成状況を確認するため、地下水中のダイオキシン類の濃度を測定する事業である。測定結果については、毎年7月初旬に県ホームページにて公表している。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境管理課

#### (4) 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法 第26条

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成12年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	403,000	435,000	452,000	468,000
決算額	395,000	433,000	433,000	433,000
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	433,000	—	433,000

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	ダイオキシン類の環境基準の達成状況				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	100%	100%	100%	100%

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

### 30 廃棄物適正処理総合強化推進事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

産業廃棄物排出事業者及び処理業者への監視・指導を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進する。

##### (2) 事業内容

不法投棄等110番(不法投棄等通報専用フリーダイヤル)を運営することにより、不適正処理に関する情報収集の体制づくりを行う。

さらに、頻繁に改正される関係法令に関する知識等の不足により意図せず不適正処理が行われることを防止するため、産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象として「産業廃棄物・特別産業廃棄物適正処理講習会」を実施している。

また、処理業者を対象に、廃棄物処理の現場における「1R(リサイクル)」を進化させ、廃棄物処理を業とする自らの利益とは必ずしも合致しない、「2R(リデュース、リユース)」の推進に協力していただくため、経営の安定化と先進技術の導入に資するためのセミナーを実施している。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境指導課

##### (4) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

##### (5) 実施要綱等

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会事業実施要領

2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業実施要領

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

平成29年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,300,000	2,338,000	2,338,000	2,338,000
決算額	2,153,458	2,198,922	2,182,625	2,147,701

(財源内訳)

	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	－	2,147,701	－	2,147,701

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	産業廃棄物適正処理講習会受講者数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	1,525人	1,719人	1,849人	1,964人	2,000人

【指摘及び意見】

(1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会事業について

本事業は、産業廃棄物の不適切な処理を防止することを目的に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者を対象として講習会を実施するものであり、1者随意契約により産業廃棄物処理関連事業者らによって構成されるA団体に委託されている。

委託契約時の見積額と完了報告書添付の精算書を比べると、講習テキストの印刷費や会場借り上げの賃借料が減額となっている一方で、消耗品費、コピー等の需用費が増額され、合計額では見積額と合致しているが、金額を調整した可能性が疑われる。

本事業の委託契約書には、委託料の精算と余剰金の返納に関する条項がある。完了検査にあたり、精算書記載の各費目について領収証等の支出に関する資料等の確認を要するものと思われるが、担当課からは領収証等を確認したとの回答はあったものの、領収証等の根拠資料の写しの添付や確認経過、結果にかかる記録はない。

(意見15・再掲)

支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。

(2) 2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業について

本事業は、産業廃棄物関連事業者に対し、継続して事業活動が行えるように経営健全化の一助として先進技術の導入等について講習を実施するものであり、1者随意契約により同事業者らで構成されるA団体に委託されている。

委託契約時の見積額と完了報告書添付の精算書を比べると、テキストの印刷費が0円となるなど減額した費目がある一方で、消耗品費、コピー等の需用費が増額され合計額は合致している。

本事業の委託契約書には、委託料の精算と余剰金の返納に関する条項がある。完了検査にあたり、精算書記載の各費目について領収証等の支出に関する資料の確認を要するものと思われるが、担当課からはこれを確認したとの回答はあったものの、資料の写しの添付や確認経過、結果にかかる記録はない。

(意見15・再掲)

支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。

廃棄物処理事業に関連する先進技術の導入等に関する講習や経営健全化に向けた活動は、本来、事業者自身や関連団体が自主的に行うものである。委託先のA団体の目的にも産業の健全な発展がうたわれている（A団体ホームページより）。

本事業の委託内容は、講師の選定、会場の確保、事業者への案内など講習実施に係るすべての事務であり、諸経費にはA団体の職員の人件費相当分が含まれる。

そうすると、本事業の実態は、「委託」というより、事業者で構成するA団体が実施する講習会ないしは同団体自体に対する「補助」に等しい。

(意見28)

2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業については、委託先において自主的に行われるべき事業としての性格を有し、現に委託先において本委託事業として実施されている講習に係るすべての事務が遂行されている

実態に鑑み、委託事業ではなく補助事業としたうえで、事業者や関連団体に対する支援の必要性などを考慮して、補助率や補助金額を検討すべきである。

### (3) 徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業について

本事業は、委託契約書添付の仕様書によれば、産業廃棄物処理の関連事業者で構成されるA団体のホームページ内に構築されている「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」の概要、認定業者名簿等の公開内容について、修正や新規入力、保守を目的としており、A団体に委託されている。

令和3年度の広報運営事業委託業務の実施概要（完了報告）によれば、認定業者名簿の区分に応じて3社を追加し、1社を削除するとの報告がなされ、同書面添付の令和4年3月31日付経費内訳書には、ホームページ更新等経費が計上されている。

しかしながら、A団体のホームページを確認する限り、令和4年10月13日時点で認定業者名簿が報告のとおり更新されたことは確認できない。

この点、担当課によると、当該ホームページは当該完了報告の時点では更新されており、担当課においても当時これを確認したものの、その後システムの不具合により旧情報が掲載されていたとのことであるが、いずれにしても上記時点（令和4年10月13日時点）では更新された認定業者名簿は掲載されておらず、不完全な広報運営しかなされていなかった。

そもそも、徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の概要や認定業者名簿は、県のホームページでも公開されており、上記時点（令和4年10月13日時点）でも、県のホームページ上の名簿は更新されていた。

優良産業廃棄物処理業者認定制度の説明や認定事業者の名簿は県のホームページ上で公開されていることからすると、関連団体のホームページにおいては県のホームページのリンクを貼る程度で本事業の目的である認定事業者の利用促進に係る広報としては足りるとも考えられるところであり、本事業を実施する必要性には甚だ疑問があるといわざるを得ない。

（意見29）

公開情報の修正及び保守業務は、委託先のホームページ内に構築された認定業者名簿等の公開情報の修正や新規入力、保守を目的としているが、委託先からの完了報告のとおりホームページが更新されたことは確認できなかった。このような点も踏まえ

ると、徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業については、優良産業廃棄物処理業者認定制度の説明や認定事業者の名簿が県のホームページ上で公開されていることに鑑みても必要性に疑義があるため、事業自体の廃止も含め事業のあり方について抜本的に検討されたい。



### 3 1 産業廃棄物適正処理指導事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

産業廃棄物排出事業者及び処理業者への監視・指導を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進する。

##### (2) 事業内容

環境監視員を配置することにより、県内の排出事業者及び産業廃棄物収集運搬業者・処分業者への定期的な「立入検査」を行い、産業廃棄物の保管、収集、運搬、処分の状況を監視している。

さらに、排出事業者や最終処分場に出向き、試料採取等による行政検査を行っている。それに加え、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告制度の普及・啓発を図る。

また、関係行政機関や警察等との連携を強化するとともに、「徳島県不法投棄等対策会議」を開催している。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境指導課

##### (4) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成28年度以前開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	39,938,000	40,114,000	8,075,000	8,184,000
決算額	45,286,814	43,880,672	7,916,168	7,273,563
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	7,273,563	—	7,273,563

※令和2年度以降の決算額が大幅に減少している理由は、令和元年度までは環境監視

員の人件費を事業費として計上していたが、令和2年度からは環境監視員が会計年度任用職員となったことに伴い給与として事業費以外で計上することになったためである。

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	重点監視地区の夜間パトロール実施数				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	7回	12回	12回	12回	12回

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

### 3 2 災害廃棄物仮置場実地訓練事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

清掃活動等で集めた廃棄物を災害廃棄物に見立てて、仮置場への搬入や分別等の実地訓練を行い、課題抽出や対応能力の向上及び官民連携強化を図る。

##### (2) 事業内容

災害発生時に、市町村や廃棄物処理業者が「適正かつ迅速」に廃棄物を処理できるよう、「初動対応能力の向上」や「官民連携の強化」を図るため、豪雨災害を想定とし、清掃活動等で集めたごみを災害廃棄物に見立てて、実際に美波町の「仮置場」に搬入して、分別作業を実施する等、県、美波町及び一般社団法人徳島県産業資源循環協会が合同で実地訓練を実施した。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・環境指導課

##### (4) 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度のみ実施

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	1,500,000
決算額	—	—	—	1,500,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	1,500,000	—	—	1,500,000

##### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

**【指摘及び意見】**

特に指摘・意見はない。

### 3 3 希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

県民の財産である希少な野生生物や生態系を保護し、地域資源として活用していくため、生育・生息状況を調査し、データを収集するとともに、各種普及啓発活動を行う。

##### (2) 事業内容

希少野生生物の成育・生息状況の調査を行い、データを集積する。集積したデータは各種保全活動に活かすとともに、「徳島県版レッドリスト」の見直し等に用いる。

希少野生生物や貴重な生態系エリアの保存のための普及啓発活動を実施する（フォーラムやシンポジウムの開催、普及啓発資料の作成と配付等）。

地域の生物多様性の価値を理解し、発信していく人材を育成し、「生物多様性リーダー」として認定する講座を開催する。

「生物多様性とくしま戦略」に基づくプロジェクトを推進する（「とくしまの活かしたい生態系リスト」の作成と公表、「徳島県版外来種リスト（仮称）」の作成）。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例

##### (5) 実施要綱等

徳島県希少野生生物保護基本方針

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了予定なし

(7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	5,893,000	7,301,000
決算額	—	—	5,358,920	6,150,025
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	6,050,025	100,000	6,150,025

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	「とくしま生態系レッドリスト」の公表及び活用				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度
数値	検討	検討	検討	公表	公表

指標名	生物多様性アドバンスリーダー数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	10人	10人	14人	14人	17人

【指摘及び意見】

(1) 令和3年度生物多様性リーダー養成業務について

本業務については、A団体1者のみに見積書提出が依頼され、結果としてA団体への1者随意契約により発注されている。なお、本業務に係る業務委託契約書には、余剰金が発生した場合にこれを精算する旨の条項はない。

ところが、A団体に送付した見積書提出の依頼文書においては、見積限度額が1,000,000円であることが明記されている。

1者見積りで限度額を明示すると、明示しない場合に比べてその額に近づけた見積書が提出され、その結果、県の支出が不必要に増加してしまう可能性がある。したがって、予算の上限を超えた見積書提出を防止するといったような内部的な動機のために見積書提出の依頼文書に見積限度額を記載することは、慎むべきである。

(意見30)

1者のみに見積書提出を依頼する場合、見積限度額を明示するとこれに近づけた見積書が提出されることで県の支出が不必要に増加する可能性があるため、特段の事情がない限り、見積書提出の依頼文書には見積限度額を記載しないようにすべきである。

令和3年度生物多様性リーダー養成業務は、「第8回勝浦川流域フィールド講座」の名称で開催され、その参加者からは1人あたり15,000円（高校生・大学生については1人あたり5,000円）の参加費を徴収している。

ところが、この参加費による収入については、予定価格の積算においても考慮した形跡が見られず、A団体から提出された見積書の見積内訳においても記載がない。

本業務の委託については余剰金が発生した場合の精算の規定がないことから、結局のところA団体は見積りの枠外で参加費収入を得ることにより、見積りの段階での県の想定に反して利益を得る余地があったことになる。

（指摘13）

委託業務の一環として参加者から参加費を徴収していたが、参加費収入に関しては委託費の予定価格の積算において考慮された形跡もなく、委託先が作成した見積書にも記載がなかったことから、県の想定に反し、委託先は委託事業を遂行することで委託費とは別の収入を得ることとなった事例がみられた。収入が予定される業務においては、収入金額を考慮して予定価格の積算及び見積内容の検討を行うべきである。

A団体が最終的に提出した業務報告書における収支明細報告においては、人件費が見積書記載の270,000円から大幅増額され425,550円とされている。「第8回勝浦川流域フィールド講座」は全8回を予定していたものの新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となった回がある（第6回）にもかかわらず、人件費がこれだけ増加することは想定しがたい。当初の見積りにない参加費の徴収により収入合計が増えたことから、人件費を増額することで帳尻を合わせたものと思われるが、この点について適切な検査を行った形跡も認められない。

（意見31）

完了報告、収支の明細の確認にあたり、見積額との比較において一定程度の変更が

あった費目については、その原因等を調査し、その結果を記録すべきである。

本業務の実施要領（令和3年度生物多様性リーダー養成業務実施要領）によれば、第2 委託業務の内容、(2)養成講座の実施として、1回90分以上のフィールド講座、室内講座を合わせて12講座以上実施することとされている。

この点、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止された2講座を除く実施された全13講座のうち、12講座は1日に2講座ずつの開催とされている。そもそもの委託契約において、このような同日の複数講座開催が予定されていなかったのであれば、脱法的に開催回数を増加させたことになるし、予定されていたとすれば人件費や旅費等の見積りが適切だったのか検討を要する。

また、各講座の実施報告書によれば、「講義」として報告されている時間としては1回あたり90分に満たないものも散見される。報告書には「講義」のほかの活動内容もあるが、どの活動が委託業務の内容としての講座に該当するのか不明である。

（意見32）

委託契約時の仕様書や実施要領の作成にあたっては、委託先との認識の齟齬を回避し、また、完了報告時の検査や事後的な監査において委託業務の内容、カウント等に疑義が生じないような条項、記載となるように努めるべきである。

## (2) 令和3年度希少野生生物生育・生息状況等調査業務（哺乳類）について

本業務は、B団体への1者随意契約により発注されている。

ところが、B団体からは見積り段階では経費の内訳について明示されているものの、最終的な経費の内訳については報告を受けておらず、この点について検査を行った形跡はない。そもそも、本業務に係る委託契約書には、最終的な経費内訳の報告を直接求める条項はない。

1者随意契約による場合は、競争原理が働かないことから、経費の用途を事後的に精査することが次年度以降の同一事業や類似事業における適正な予定価格の設定や適正額での発注にとって不可欠である。したがって、本業務の委託においても最終的な経費の用途を受託者から報告させてその内容を検査すべきであり、契約条項はそのような報告及び検査が可能なものとすべきであったというべきである。



(意見 3 3)

1 者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の使途を受託者から報告させてその内容を検査すべきであり、契約条項はそのような報告の要求及び検査が可能なものとするべきである。

### (3) 令和 3 年度竹ヶ島海域公園自然再生協議会運営支援業務について

本業務は、C社への地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による 1 者随意契約（性質・目的が競争入札に適しないことを理由とする随意契約）により発注されている。

ところが、C社のみに見積書の提出を依頼することとした決裁文書には、「業者選定の理由」としては「当該法人は、平成 1 8 年度から当該業務を受託しているため、内容に精通しており、適任であると認められる。」としか記載がない。

受託が長期に継続しており内容に精通していることのみを主要な理由として 1 者随意契約を認めるとすれば、それはまさに既得権益である。競争入札や見積合わせの制度はそのような既得権益が生じることを防止するためにこそ導入されているのであって、受託が長期に継続しており内容に精通していることは競争入札や見積合わせを回避する理由として考慮すべきではない。

なお、担当課は、①竹ヶ島海域公園の自然再生の調査業務に長期に携わっていて竹ヶ島海域公園について熟知していること、②協議会の委員との面識もあるなど協議会開催などの調整をスムーズに行うことができることについて、1 者随意契約とした理由の補足とする。しかしながら、そのような事情があるのであれば決裁文書において明らかにすべきである。また、これらの事情を考慮しても他の業者による業務遂行は困難とまでもいえず、性質・目的が競争入札に適しないという地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の要件を満たすとは評価しがたい。

(指摘 1 4)

「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由として 1 者随意契約を行った事例がみられた。しかし、実際は単に同一者の受託が継続しているだけにすぎず、かかる理由で随意契約が継続されれば新規参入や競争性を確保する余地がなくなってしまう不当である。地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約（性質・目的が競争入札に適しないことを理由とする随意契約）の要件該当性の

判断にあたり「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由とすることは差し控えるべきである。

#### (4) 令和3年度希少植物保護事業について

本業務の委託においては、メール連絡によって見積りを依頼しており、見積依頼の文書は作成されていない。

本業務については、D社とE社の2者で見積合わせを行った。その結果、D社及びE社からそれぞれ見積書が提出されたが、いずれの見積書にも、記載金額が税抜の金額であるか税込の金額であるかを示す記載はなかった。

見積書記載の金額はD社のほうがより低かったことから、本業務はD社に委託された。委託料（税込）は、D社が見積書に記載した金額に1.1を乗じた金額とされた（すなわち、見積書記載の金額は税抜の金額として扱われた。）。

しかしながら、D社及びE社が見積書を税抜金額との認識で記載したのか税込金額との認識で記載したのかについては事後的な検証が困難となっており、D社及びE社が税抜金額であるとの認識を共有して適正に見積合わせが行われたかどうか、判断可能なだけの資料が残されていない。

（指摘15）

見積りを徴収した2者の見積書には記載金額が税抜の金額か税込の金額であるかを示す記載がなく、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点についてどのような連絡がなされたか判然としない事例がみられたが、税抜と税込のいずれであるかが判然としない見積りの取得は、事後的に委託先の選定や委託金額の決定時に問題が生じるおそれがあり適当ではない。見積合わせにおいては、見積書の記載から税抜の金額であるか税込の金額であるかが明確になるように金額を記載させるべきである。そうしないのであれば、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点について各見積依頼先に確実に連絡を行うとともにその連絡に関する資料を保存すべきである。

見積書を徴することについての決裁文書では、見積書の徴収先として、D社についてはプリンターで印字されているものの、E社については手書きで記載されている。

見積徴収伺において、どこから見積書を徴するかが決裁の最も主要な部分である。

にもかかわらず、最も主要な部分を手書きで追加記載する処理は、決裁自体を無意味なものにしかねない処理である。

本件においては、県の基準上2者以上から見積合わせをする必要があるところ、当初の決裁では1者随意契約となっていたため、事後的に基準に合わせて加筆したと捉えられても仕方のない処理である。

(意見34)

決裁文書においては、少なくとも決裁の主要部分については手書きでの修正・加筆は避けるべきであり、仮にこれをする場合には、手書き部分に決裁者の押印を求めるなど、決裁前の修正・加筆であることが事後的に確認できるようにすべきである。

### 3 4 「未来へつなぐとくしま生物多様性」活動推進事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

徳島の貴重な自然を守り育てる仕組み作りを産学官民連携して検討することにより、本県の生物多様性を未来へつないでいく取組を推進する。

##### (2) 事業内容

産学官民連携で生物多様性保全の活動を展開する「とくしま生物多様性活動推進協議会」の運営、および協議会による「生物多様性とくしま戦略」に基づいた各種活動を展開する(生物多様性をテーマにしたフォーラムの開催による普及啓発活動など)。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

生物多様性基本法

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

平成29年度開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	9,354,000	6,924,000	1,409,000	1,609,000
決算額	8,503,022	4,339,198	620,779	365,000
(財源内訳)				
	国庫	県(一般財源)	その他	合計
	—	365,000	—	365,000

※令和元年度の決算額が大幅に減少している理由は、平成30年度まで本事業で実施していた外来生物対策の業務を令和元年度から別事業で実施しているためである。

※令和2年度の決算額が大幅に減少している理由は、令和元年度まで本事業で実施していた希少野生生物関連の業務及びコウノトリ関連の業務を令和2年度から別事業で実施しているためである。

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	生物多様性アドバンスリーダー数（累計）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	10人	10人	14人	14人	17人

【指摘及び意見】

(1) 令和3年度とくしま生物多様性活動推進協議会負担金について

とくしま生物多様性活動推進協議会に対して、令和3年度の負担金として100,000円支出している。

負担金は、同協議会の事業予算に基づいて支出されており、事業予算の内容は以下のとおりである。

収入 (単位 円)

区分	予算額
前年度繰越金	334,270
徳島県負担金	100,000
計	434,270

支出 (単位 円)

区分	予算額
需要費	5,000
役務費	5,000
予備費	424,270
計	434,270

負担金とは、一般的には法令又は契約等に基づいて負担しなければならない経費であるところ、県が同協議会の経費を負担すべきにしても支出するためには具体的な使途が定まっている必要がある。しかしながら、本件負担金については、10,000円を除いて具体的な使途は定まっておらず、負担金を支出する根拠が存在しない。同協議会の収入は県からの負担金のみであること、また、県が同協議会の事務局を行っていることからしても、自由に使えるお金を蓄積しているといわれてもやむを得ない

状況である。

(指摘16)

県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり、大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、使途が定まっていなくてもかかわらず安易に負担金を支出すべきではない。

### 3 5 侵略的外来生物対策事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

生態系や人の生活・安全、産業等に悪影響を及ぼす侵略的外来生物の被害を防止するため、各種防除活動、情報収集・発信、普及啓発を行う。

##### (2) 事業内容

住民からの特定外来生物等に係る情報提供を受け、現地調査や種同定、注意喚起を行う。

チラシやホームページ、説明会等により関係機関や地元住民への普及啓発を実施し、多様な主体による外来生物の防除を促す。

県内で特に被害の大きい「アルゼンチンアリ」については、「徳島アルゼンチンアリ対策協議会」によるアルゼンチンアリ防除活動や普及啓発を実施する。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和2年度開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	2,075,000	2,360,000
決算額	—	—	1,775,000	6,965,208
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	6,965,208	—	6,965,208

※令和3年度の決算額が大幅に増加している理由は、令和3年度に特定外来生物「アルゼンチンアリ」の生息が新たに3地区で確認されたため、「徳島アルゼンチンアリ」

り対策協議会」に対する防除対策のための負担金を増額したためである。

## (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

### 【指摘及び意見】

#### (1) 令和3年度徳島市加茂名地区・多家良地区アルゼンチンアリ生息調査業務について

令和3年度徳島市加茂名地区・多家良地区アルゼンチンアリ生息調査業務は、1者随意契約によりA団体と契約金額547,745円で委託契約を締結した。

1者随意契約とした理由について、見積徴収伺いによると「A団体は、県内の複数のペストコントロール事業者で構成され、アルゼンチンアリを含めた衛生害虫などの有害生物の捕獲・防除に関する幅広い知識や実績を有しており、本業務の目的とする成果品を納入できる唯一の法人である」とのことである。

しかしながら、県内に複数のペストコントロール事業者が存在するのであれば、これらの事業者から相見積りを取ればよいだけであり、1者随意契約の理由とはなり得ないと思われる。県の理由によれば、業界団体が存在すればすべて1者随意契約として契約できることになりかねない。

(指摘17)

県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との1者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。

#### (2) 令和3年度鳴門市板東地区アルゼンチンアリ生息調査業務について

令和3年度鳴門市板東地区アルゼンチンアリ生息調査業務は、1者随意契約によりA団体と契約金額322,575円で委託契約を締結した。

1者随意契約とした理由について、見積徴収伺いによると「A団体は、県内の複数のペストコントロール事業者で構成され、アルゼンチンアリを含めた衛生害虫などの有害生物の捕獲・防除に関する幅広い知識や実績を有しており、本業務の目的とする成果品を納入できる唯一の法人である」とのことである。

しかしながら、県内に複数のペストコントロール事業者が存在するのであれば、こ



これらの事業者から相見積りを取ればよいだけであり、1者随意契約の理由とはなり得ないと思われる。県の理由によれば、業界団体が存在すればすべて1者随意契約として契約できることになりかねない。

(指摘17・再掲)

県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との1者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。

### (3) 令和3年度徳島アルゼンチンアリ対策協議会負担金について

徳島アルゼンチンアリ対策協議会に対して、令和3年度の負担金として令和3年10月に1,775,000円、令和4年3月に3,321,000円、合計5,096,000円支出している。

負担金は、同協議会の事業予算に基づいて支出されており、事業予算の内容は以下のとおりである。

収入 (単位 円)

区分	当初予算額	変更予算額
前年度繰越金	1,190,878	1,190,878
徳島県負担金	1,775,000	5,096,000
その他4団体負担金	1,775,000	2,651,500
計	4,740,878	8,938,378

支出 (単位 円)

区分	当初予算額	変更予算額
消耗品費	3,264,200	6,477,200
雑役務費	571,000	624,000
借料及び損料	80,000	95,000
予備費	300,000	408,178
計	4,215,200	7,604,378

繰越金 (単位 円)

区分	当初予算額	変更予算額
次年度繰越金	525,678	1,334,000

負担金とは、一般的には法令又は契約等に基づいて負担しなければならない経費であるところ、県が同協議会の経費を負担すべきにしても支出するためには具体的な用途が定まっている必要がある。しかしながら、変更予算に基づく負担金の支出には次年度繰越金を増額させるための負担金部分が含まれており、少なくとも当該部分については不適切な負担金の支出といわざるを得ない。

また、同協議会の最終の決算は以下のとおりである。

収入 (単位 円)

区分	決算額
前年度繰越金	1,190,878
徳島県負担金	5,096,000
その他4団体負担金	2,651,500
その他	11
計	8,938,389

支出 (単位 円)

区分	決算額
消耗品費	2,168,760
雑役務費	582,478
借料及び損料	75,000
計	2,826,238

繰越金 (単位 円)

区分	決算額
次年度繰越金	6,112,151

決算状況からすると、支出額はわずか2,826,238円であり、当初予算に基づく負担金でも余剰が出る決算となっている。すなわち、県が支出した負担金の大部分は使われぬまま次年度繰越金となっており、極めて不適切である。

この点、令和4年度当初から活動を実施するために次年度繰越金が必要であったとのことであるが、当該事情は協議会自体で対応すべき問題であり県が用途の定めのないまま負担金として支出するのを正当化する理由にはならない。仮に当該事情に対して県が対応するにしても、予算を繰り越して対応すべきであり、令和3年度の歳出として支出するのはやはり不適切であるといわざるを得ない。

(指摘16・再掲)

県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、用途が定まっていないにもかかわらず安易に負担金を支出すべきではない。

### 36 第13次鳥獣保護管理事業計画等策定事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

県が行う鳥獣保護管理事業の実施体制等を示す「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」及び野生鳥獣による被害軽減及び人との共生を目指すための「特定鳥獣管理計画」を策定する。

##### (2) 事業内容

鳥獣保護管理法第4条及び第7条の2の規定に基づいて県が策定していた「第12次徳島県鳥獣保護管理事業計画」及びニホンジカ・イノシシ・ニホンザルに係る「特定鳥獣管理計画」（計画期間平成29年度～令和3年度）の次期計画として、鳥獣の保護管理に係るデータ収集・分析や県内の被害状況等に基づく計画案の作成、外部有識者からの意見聴取等を経て、今後5年間の鳥獣保護管理事業の実施に係る基本的な計画及び各鳥獣の管理目標と対策について定める管理計画を策定した。

##### (3) 所管部局・課

農林水産部・鳥獣対策・ふるさと創造課

##### (4) 根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

令和3年度のみ実施

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	2,895,000
決算額	—	—	—	3,041,260
（財源内訳）				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	3,041,260	—	3,041,260

(8) 事業効果（指標）の推移

指標名	「徳島県特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」の策定推進・次期計画の策定				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度
数値	—	—	—	次期計画策定	次期計画策定

【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

### 37 四国のみち維持管理事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

環境省長距離自然歩道整備計画に基づき整備された四国自然歩道（通称「四国のみち」）の安全な利用を確保することが目的である。

##### (2) 事業内容

次の業務を市町村、土地所有者に業務委託する事業である。

- ・施設設置区間歩道、路傍休憩地の雑草刈払い
- ・施設設置区間歩道、歩道橋、路傍休憩地、標識類などの軽微な補修、清掃
- ・四国のみちに関する施設等の維持管理方法の検討・提案

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

特になし

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成2年度開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	7,097,000	7,097,000	6,676,000	6,676,000
決算額	7,063,400	6,632,368	6,653,382	6,502,000
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	6,502,000	—	6,502,000

##### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

## 【指摘及び意見】

### (1) 四国のみち維持管理事業

本事業は、環境省長距離自然歩道整備計画に基づき整備された自然歩道（四国全体の総延長1545.6km、徳島県内320km）のうち、徳島県内の里道81km（残る239kmは公道）の維持管理を目的とするものである。

県は、管理対象となる里道のうち53km分について、市町村と1者随意契約を締結しその管理を委託する。そして、県は、随意契約によろうとすることの理由として、各市町村が四国のみちの敷地地権者から土地使用承諾を得た経緯などがあり、関係地権者と協議し、それぞれの草刈り等を実施する適任者を選定する必要があること、及び、大雨などによる路肩崩壊等の状況確認・報告を円滑かつ速やかに行う必要があることから、維持管理の実施主体としては現地に精通する関係市町村以外ありえないと説明する。

しかし、四国のみちの敷地使用权自体が市町村に帰属したとしても、本事業で予定する作業は、里道の状況確認や歩道・路傍休憩地の雑草刈払い、清掃消毒、補修といった作業であるから、市町村以外の第三者によっても十分に実施できる。

なお、本事業の委託業務の内容（令和3年度四国のみち維持管理委託業務処理要領）として、上記の除草や補修のほか、四国のみちに関する施設等の「維持管理方法の検討・提案」が挙げられ、同業務の留意事項として「従来の委託型管理から地域住民（利用者・企業等）の参加による協働促進など、今後、持続可能な新しい維持管理方法を検討し、現委託業務内容の改善点、及び、追加整備事項などを提案する（委託料の中で実証実験も可）」とある。

四国のみちの現況、維持管理の実情や改善点について関係市町村や地域住民らから意見を聞くことや追加整備事項の提案を受けることは本事業にとって有益なことであるが、これらの業務は、本来、四国のみちの管理主体である県がなすべきことであって、市町村に委託するようなものではない。

本委託契約の委託料は、管理対象となる歩道の距離や休憩所等の施設の数に単価を乗じて計算されており、実質的には上記の「維持管理方法の検討・提案」業務に対する委託料の設定はない。

また、令和3年度の各市町村からの委託業務完了報告にも、同業務を実施したとの報告はない。

つまりは、本事業において、除草作業や施設の補修といった管理業務は行われてき

た一方で、維持管理方法の改善や追加整備事項の検討といった業務は、事業主体である県においても委託先の市町村においても実施されてこなかった。

四国のみちの管理不備に関しては、令和3年度中、マスコミからも厳しい指摘を受けているが、上記のような県の取組姿勢が、かかる結果をもたらしたものと思われてもやむを得ない。

(意見35)

四国のみちについては、県が主体となって、現況調査を行い、倒木や落石などにより通行の安全に支障をきたしている箇所については、速やかに、ルートの変更も含めた対処をすべきである。

また、今後の維持管理にあたり、通行に支障のある箇所などを把握する仕組みを確立するとともに、これに対処する体制を整備すべきである。

かかる維持管理体制の改善を踏まえ、現行の各市町村との随意契約によるべきか否かについて、その要件該当性も含め再検討を要する。

なお、県は、令和3年度中に「四国のみち」魅力向上協議会を設立し、従前の取組を見直すとともに、令和4年度以降も上記意見に関わる事項も含め四国のみちに関連する事業に積極的に取り組んでいる。そのため、上記意見について既に対処・改善されているものもあるが、本事業に関してはなお継続的な活動を要するものと考えるところから、令和3年度までの事業に対する評価として上記意見を記載することとした。



### 38 鳴門公園施設老朽化等対策事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

鳴門公園の施設について、老朽化が進行している「公衆トイレ・休憩所」を対象に、順次施設の改修を行う。

##### (2) 事業内容

鳴門公園の施設の老朽化が進行している公衆トイレ・休憩所について、長寿命化を目的とした個別施設計画を作成し、その結果をもとに、順次改修を行う。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

特になし

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・令和6年度終了予定

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	16,000,000	12,000,000	42,700,000	89,330,000
決算額	9,000,000	1,000,000	25,422,000	58,106,400
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	25,223,000	32,883,400	—	58,106,400

※令和2年度の決算額が大幅に増加している理由は、鳴門公園内の第3駐車場工事の執行によるためである。

※令和3年度の決算額が大幅に増加している理由は、鳴門公園内のお茶園休憩所工事、第4駐車場トイレ整備工事の執行によるためである。

##### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

## 【指摘及び意見】

### (1) 令和3年度鳴門公園第4駐車場仮設トイレ設置撤去業務について

令和3年度鳴門公園第4駐車場仮設トイレ設置撤去業務は、1者随意契約によりA社と契約金額462,000円で委託契約を締結した。

見積徴収業者の選定理由について、見積徴収伺いでは、「当該業務は、瀬戸内海国立公園鳴門地区内に位置する公衆トイレ改修工事に伴い仮設トイレを設置するものです。改修工事の請負業者以外のものが実施すると現場が錯綜すると予想されるため、当該業者を選定する。」と記載されている。

しかしながら、公衆トイレの改修に伴い仮設トイレの設置は必須であるところ、同一業者にて行う必要があるのであれば当初の公衆トイレの改修工事に本業務も含めて入札を実施すべきであった。

(意見36)

委託を予定している複数の業務について、別々の業者に履行させることができないのであれば、これら複数の業務は一括して入札又は見積合わせに付すべきである。

ただ、そもそも改修を必要とする既存の公衆トイレと本業務で委託した仮設トイレの設置場所は当然のことながら別の場所であることから、同一業者に委託しなければならない理由は存在しない。1者随意契約は価格競争を排除する例外的な契約方法であり、本業務の1者随意契約の理由は不適切であるといわざるを得ない。

(意見10・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者では履行が本当に不可能なものであるかどうか、十分に検討を行うべきである。

### (2) R3グリ 徳島県橋梁点検（跨道橋）委託業務について

R3グリ 徳島県橋梁点検（跨道橋）委託業務は、1者随意契約によりB社と契約金額3,031,600円で委託契約を締結した。

見積徴収業者の選定理由について、見積徴収伺いでは、「本州四国連絡高速道路を跨ぐお茶園歩道橋について、5年に1回の定期点検を行う必要があり、当該高速道路

及びその関連施設の維持管理に精通しており、歩行者の安全に配慮した適切な点検業務を行うことができるため」と記載されている。

この点、確かに計画や各関係機関との連携、情報発信等の業務は、本州四国連絡高速道路を管理するB社への1者随意契約が適切であったと思われる。

しかしながら、跨道橋点検業務については、B社からC社に契約予定金額2,072,400円で再委託され、再委託先であるC社が実際の交通規制や点検業務を実施している。このことからすると、実際の跨道橋点検業務を含めて一括してB社に1者随意契約を行うのは不適切であるといわざるを得ない。

(意見4・再掲)

分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。

本業務については、上記のとおり、跨道橋点検業務をB社からC社へ再委託を行っている。

ここで、県の定める「委託契約（建設工事関係を除く）における再委託の取扱いについて」では、委託業務の主たる部分の再委託を禁止しているところ、本業務における再委託は委託業務の主たる部分の再委託に該当し、県の定める基準に違反している。

この点、担当課に確認したところ、「現地での調査・点検作業は外注となっているところではありますが、手続きや情報発信など委託できない重要な連携部分をB社が担うことについては、主要部分の再委託には当たらないと考えます。」との見解であった。

確かに手続きや情報発信等の業務も重要な業務であることはもつともであるが、橋梁点検（跨道橋）委託業務において実際の点検業務が主たる部分に当たらないというのは無理がある。

結局のところ、点検業務の再委託は、主たる部分の再委託を禁止する県の基準に違反するというほかない。

このような違反が生じたのは、計画や各関係機関との連携、情報発信等の業務と実際の跨道橋点検業務とを分割して発注しなかったことに起因するものというべきである。

(指摘18)

R3グリ 徳島県橋梁点検(跨道橋)委託業務において、点検業務が再委託されていた。委託契約においては、県の定めた基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。

本業務の契約金額は、当初3,031,600円であったが、令和4年3月9日に602,800円増額変更し、3,634,400円となった。

「R3グリ 徳島県橋梁点検(跨道橋)委託業務の変更について(協議)」によると、変更の理由として、「橋梁点検を実施するにあたり、高速道路の本線規制が年度末になり輻輳する他工事との調整の結果、作業日数が増加しました。」と記載されている。

しかしながら、他工事との日程調整の都合により作業日数が増加したのはB社の都合によるものであり、委託期間も作業内容の変更もないにもかかわらず増額変更に必ずするのは妥当ではない。

この点、担当課に確認したところ、「当初、委託契約を締結する際に、B社と見積額算出に際する調整を行ったところ、他工事で使用している仮設材(足場)を使用させていただくことで合意を得、そのことにより安価な額で随意契約を結んだところですが、実施に際し、他工事との調整に齟齬が生じ、追加で当委託業務に必要な足場を設置する必要が生じました。このため甲乙で相談した結果、原因者である県が増額分を負担することになりました。」との回答であった。

しかしながら、これらの経緯を示した書類は残っておらず、変更に関する伺いにも記載されていない。また、再委託により行った跨道橋点検業務の契約予定金額は2,072,400円に過ぎないにもかかわらず仮設材の有効利用の有無だけで約60万円も金額が増加するのか疑問であるし、その妥当性を検証した書類も存在しない。そもそも作業時の写真や委託業務の報告書によれば、跨道橋点検業務は高所作業車により作業を行っており、足場を使用している形跡自体なかった。

(指摘19)

委託契約が締結された後、他工事との日程調整の都合により作業日数が増加したという委託先の都合により、委託額が増額変更された事例がみられた。委託契約の増額

変更については、契約内容に変更がある場合に行うべきものであり、委託先の事情にあわせて安易に行うべきではない。

### 39 剣山等施設整備事業

#### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

剣山山頂の老朽化した木道の再整備を行い、山頂周辺の植生回復と自然環境の保全及び利用者の安全安心の確保を行う。

##### (2) 事業内容

植生保全と登山者の安全・安心の確保を図るため、剣山における老朽化した木道の再整備を行うことで施設面の充実による魅力の向上を図る。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

特になし

##### (5) 実施要綱等

特になし

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成27年度開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	36,000,000	43,000,000	43,000,000	10,400,000
決算額	31,600,000	43,000,000	35,883,000	487,300
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	219,000	—	268,300	487,300

※令和3年度の決算額が大幅に減少している理由は、令和2年度までにほぼ工事が完了したためである。

##### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

#### 【指摘及び意見】

- (1) R3グリ 剣山国定公園 三・東祖谷菅生 三嶺避難小屋調査設計業務について  
本業務については、土木建築工事設計業務等変更委託契約書が締結されている。

同契約書はA 4版 1枚片面のものであるが、契約書内には「変更設計図書は、別紙のとおりとし、その他については原契約書による」との記載がある。

設計変更は、「工事費を算出するのに内訳書作成システムを利用する必要があったため」という理由で内訳書作成システムを利用する内容の変更が行われたようであり、担当課は要するにシステム利用の必要性は事後的に生じたものであると説明する。

しかしながら、そのような変更内容や変更理由は、変更契約書を一見しただけでは明らかではない。そして、変更契約書において「別紙のとおり」と規定する変更設計図書は、特定が不十分であり、一体どの書類を指すのかが明らかになっていない。

このような状態で漠然と変更契約を締結することは、契約内容の事後的なチェックや紛争になった際の対応を困難にしてしまうものであり、適切とはいえない。

(意見 37)

変更契約書において「変更設計図書は、別紙のとおり」と規定する以上は、その変更設計図書は容易に特定できるようにしておくべきである。

#### 40 佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業

##### 【事業の概要】

##### (1) 事業目的

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の運営管理を、指定管理者に委託し、施設の適正運営と利用促進を図る。

##### (2) 事業内容

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の適正な運営を行う。

##### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

##### (4) 根拠法令等

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里管理規則

##### (5) 実施要綱等

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里指定管理候補者選定委員会設置要綱

##### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成18年度開始・終了予定なし

##### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	20,769,000	21,153,000	21,153,000	21,153,000
決算額	20,768,400	21,153,000	21,153,000	21,153,000
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	20,359,000	794,000	21,153,000

##### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

##### 【指摘及び意見】

##### (1) 佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業について

佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業は、平成29年度に指定管理者の募集を行ったところ、A団体が応募選定され、平成30年4月1日から令和5年3月31



日まで当施設の指定管理者に指定された。

指定管理者制度においては、同じ指定管理者が継続して選定される場合が多く、募集を行っても応募者が少ない場合が多い。

本事業においても、平成23年度募集と平成29年度募集はA団体のみが応募、平成26年度はA団体の他1者が応募したが、A団体が選定された。

応募者が少ないのはやむを得ない面もあるが、県としても可能な限り多数の者が応募するような募集を行うべきである。

この点、募集要項に掲げられた申請資格のうち、「徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であること。」については、過度な要件であると思われる。他の募集では「事業者の本社又は営業所が徳島県内にあること。」という要件が付されているものもあるところ、指定管理者の募集について主な事業所（本店）が徳島県内にあることを要する合理的な理由は存在しない。

（意見38）

指定管理者の募集にあたって少数の者からしか応募がないことが予測される場合は、可能な限り多数の者が応募できるような資格要件等を設定して募集を行うべきである。

## 4 1 指定文化財保存修理事業費補助

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

県内の文化遺産を後世に継承するための保存管理について、国指定・県指定文化財の所有者及び管理団体が行う事業に対して支援を行う。

#### (2) 事業内容

- ・国指定文化財保存修理等国庫補助事業について随伴補助を行う。
- ・県指定文化財の保存修理及び管理等に必要な経費を補助する。
- ・国指定有形文化財の管理及び小修理に必要な経費を補助する。

#### (3) 所管部局・課

未来創生文化部・文化資源活用課

#### (4) 根拠法令等

文化財の保護に関する条例

#### (5) 実施要綱等

徳島県文化財等保護事業費補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

昭和59年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	12,966,000	12,935,000	13,222,000	15,031,000
決算額	12,433,000	12,815,000	8,356,000	12,027,000
				(財源内訳)
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	1,156,000	10,871,000	—	12,027,000

#### (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

### 【指摘及び意見】

特に指摘・意見はない。

## 4 2 産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進

### 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

高等教育機関及び県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、関係機関とも連携し、地球温暖化・気候変動対策をはじめとした各種広報・啓発活動や調査・情報収集等に積極的に取り組み、環境保全活動や課題解決に取り組む。

#### (2) 事業内容

- ・ 県内大学等と連携した講座を開催する。
- ・ 徳島地方気象台や日本赤十字社徳島県支部などの関係機関と連携した研修を開催する。
- ・ 気候変動適応に係る適応策事例を収集する。
- ・ 事業者向けの脱炭素の取組に関する啓発パンフレットを配布する。
- ・ ホームページやSNS等を活用した情報発信、環境学習、出前授業、講座等における啓発を行う。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部・グリーン社会推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度（予定）

平成22年度開始・終了予定なし

#### (7) 事業費の推移・財源（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—	—
決算額	—	—	—	—
(財源内訳)				
	国庫	県（一般財源）	その他	合計
	—	—	—	—

## (8) 事業効果（指標）の推移

特に指標はない

### 【指摘及び意見】

#### (1) 産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進事業について

本事業は予算の伴わない事業（ゼロ予算事業）であり、本事業については特段ファイル等の記録が残っていないとのことであるから、前記13の【指摘及び意見】(1)において述べた意見がそのまま当てはまる。

（意見20・再掲）

ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わらない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。

本事業は、概ね、脱炭素社会の実現に向けて産学民官の連携を推進することを目標として、脱炭素関連イベントへの出展を促すために関連事業者へ案内することや、県内の環境関連のイベントにおいて講師等を選任するにあたり県内の学識経験者を積極的に推挙することなどを内容とする（令和4年11月1日実施の担当課（グリーン社会推進課）に対するヒアリング）。もっとも、案内先の事業者や講師の候補者をリスト化するなどはしていない。

かかる事業内容からして、予算が伴わないこと、また、活動の記録が残りにくいことは理解できる。

環境問題に関する普及啓発や技術開発などにおいて「産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進」は、担当課が述べるとおり脱炭素社会の実現に向けた活動として有益と考えられる。県がハブとなって産業界と教育・研究機関、県民ら相互間の連携を深める機会を創出する活動は重要であろうが、上記の程度の活動では、産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進を環境基本計画で特に重点的に推進する取組と位置づけた趣旨に適った十分な活動がなされているとは評価しがたい。予算がないことが活動停滞の一因となっている可能性があるのであれば適切に予算を

確保する必要があるが、これまでどおりゼロ予算事業として遂行するとしても、活動内容を見直し、より積極的な活動がなされることが望ましい。

(意見 39)

産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、環境基本計画で特に重点的に推進する取組と謳った趣旨に沿って適切な内容・規模の活動を実施するため、予算確保の要否も含め、全般的な見直しを要する。

## 第4章 環境指標に対する監査の結果・意見

### 1 環境指標の設定・変更

#### (1) 第2次徳島県環境基本計画における環境指標の点検・評価の結果

前回の計画である第2次徳島県環境基本計画は、2014年度から2018年度までの5年間の計画として2013年12月に策定された。そこでは171の環境指標項目が設けられ、目標年度と目標値が設定された。

目標値は計画の確実な推進を図るための指標となるものであるが、目標値は単に設定し取り組むだけでは不十分であり、事後的に適切に点検・評価することが不可欠である。

この点、環境指標の達成状況の点検・評価について確認したところ、徳島県環境審議会に報告し必要な意見や提言を受けるとともに、「徳島県環境白書」や県ホームページ等により情報提供しているとのことであった。

まず、徳島県環境審議会への報告については、平成31年1月31日に開催された徳島県環境審議会環境政策部会における資料4「第2次徳島県環境基本計画(現計画)の「環境指標」について」として報告された。そこでは「現計画の環境指標の進捗状況は、「達成」「概ね達成」を合わせて82.4%であり、概ね順調な結果となった。」と記載されている。

#### <各指標の目標年度に対する達成状況>

A 達成	79項目 (63.2%)
B 概ね達成	24項目 (19.2%)
C 未達成	22項目 (17.6%)

しかしながら、これらの項目数を合計すると125項目であり、計画で設定された171項目と一致しない。その理由は、171項目の中には同じ指標を再掲として複数カウントしている項目があること、達成状況が「A」でも「B」でも「C」でもない「-」という項目があることによるが、再掲項目が何項目あるのか、「-」がどのような理由で「-」と表記されているのかの説明もなく報告としては極めて不十分である。

計画において設定した指標が171項目あることから、171項目からまず再掲項目数を除外し、残りを「A」、「B」、「C」及び「-」に区分し、「-」については「-」としている理由をそれぞれ明記すべきである。

次に「徳島県環境白書」による情報提供であるが、第2次徳島県環境基本計画の環境指標の達成状況については「令和元年度徳島県環境白書」に掲載されているとのことであった。そこで「令和元年度徳島県環境白書」を県のホームページで確認したところ目次では6ページ目から9ページ目に「主要取組の体系別環境指標項目一覧」として掲載されていることになっていたが、ホームページに掲載された環境白書には6ページ目から9ページ目は存在しなかった。担当課に確認したところ、令和4年10月中に6ページ目から9ページ目のある環境白書に差し替えられたが、「令和元年度徳島県環境白書」は紙ベースではコピーを配布する対応に留まっていたこともあり、差し替えされるまでの間公表が極めて不十分だったことになる。

「主要取組の体系別環境指標項目一覧」の内容については、まず項目数として114項目となっているが、計画の項目数である171項目とは不一致となっている。また、基準値、現状値、目標値を記載しているだけであり、達成したのか達成していないのかも分かりにくい。さらに、達成できなかった項目についてなぜ達成できなかったのかについての分析はなく、達成できなかった項目を第3次基本計画に引き継いだのか否か、引き継がなかったものについてはなぜ引き継がなかったのかという理由も記載されていない。

これらの点については、第3次基本計画の終了に伴い第4次基本計画に引継ぎを行う際には改められるべきである。

(意見40)

基本計画における環境指標の目標については、十分な点検・評価を行い、その結果を適時公表するとともに次の環境基本計画にもつなげるようにする必要がある。

現在の第3次基本計画は令和5年度までのものであり、その後、新たな基本計画に移行するものと思われる。第3次基本計画の終了にあたり、指標の達成状況、重点取組ほか基本計画に関連した事業の進捗などを確認する必要がある。継続中の事業や未達成の指標については第4次基本計画へ引き継ぐか否かを検討し、その理由や結果も含め第3次基本計画を総括し、これを公表することが望ましい。

## (2) 当初目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標

第3次基本計画は2019年7月に策定されているが、計画に掲げられた環境指標の目標値のうち以下の指標については、2019年度実績において既に目標値を大幅

に上回っているものであった。

指標番号	指標名	目標値	2019年度 実績
指標1-1 指標3-9	イベントにおけるエコカーを活用した 給電に関する啓発活動の実施数（累計）	5件	20件
指標2-1	「とくしま食べきるんじょ協力店」登録 店舗数（累計）	35店舗	62店舗
指標2-3	マイ「バッグ&ボトル」キャンペーン参 加人数（累計）	12,500人	14,951人

本計画が策定された2019年7月時点でも目標値を上回っていたかどうかは不明であるが、2019年度実績からすると計画策定時においてすでに容易に達成できる見込みであった可能性が高い。

目標値は、取組への動機づけとなり計画の確実な推進を図るための指標であるから、本計画のように先5年間の計画の目標としては、短期に容易に実現できるような目標値の設定は適切ではない。

（意見41）

目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標がみられたことから、環境指標における目標値の設定にあたっては、十分な現状分析を行い、現状を前提とした適切な目標値を設定すべきである。

### (3) 目標年度が計画期間以降である環境指標

第3次基本計画は、2019年度から2023年度までの5年間の計画であるが、以下の指標については計画期間以降の年度が目標年度として設定されている。

指標番号	指標名	目標年度	目標値
指標3-8	自然エネルギーによる電力自給率	2030年度	50%
指標4-3	汚水処理人口普及率	2035年度	94.7%



また、以下の指標については、計画期間の途中で目標年度と目標値が変更されている。

指標 4-7	産業廃棄物の最終処分量 (t/年)			
当初目標年度	当初目標値	2021年度実績	変更後目標年度	変更後目標値
2020年度	46千t	55千t	2025年度	44千t

指標 4-8	一般廃棄物の県民1人1日あたりごみ排出量 (g/人日)			
当初目標年度	当初目標値	2020年度実績	変更後目標年度	変更後目標値
2020年度	875g	958g	2025年度	845g

指標 4-9	一般廃棄物のリサイクル率			
当初目標年度	当初目標値	2020年度実績	変更後目標年度	変更後目標値
2020年度	28%	16.5%	2025年度	30%

目標値は計画の確実な推進を図り、各時点における計画の進捗状況を測る指標であるところ、計画期間内の目標値を定めるのでなければPDC Aサイクルによる進行管理が十分に機能しない。長期的な目標を掲げることも重要ではあるが、これとは別に計画期間内の目標値も設定するなどの工夫が必要である。

(意見 4 2)

一部の環境指標については2035年度などの計画期間後の時点が目標年度として設定されているところであるが、環境指標における目標年度は、計画期間内の年度を設定すべきである。

なお、基本計画の指標 4-3 (汚水処理人口普及率) については、令和5年1月30日開催の環境審議会により、目標年度を2023年度、目標値を69%とする旨の変更がなされている。

## 2 環境指標実現のための取組

第3次基本計画の多くの指標に関しては、目標値の設定年度に到達していないため現時点では全体的・終局的な評価はできないものの、既に目標を達成した指標もあり、その他の指標も概ね順調に目標の達成に向けて事業が展開されているものと評価できる。

しかしながら、以下、達成状況が芳しくないと思われるいくつかの指標について、個別に意見を述べる。

### (1) 指標2-5 プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数

指標名	プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	—	21市町村	21市町村	21市町村	24市町村

本指標の目標値である24市町村は、県内の全市町村ということになる。

担当課である環境指導課によれば、本指標の「プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村」とは、「プラスチック製容器包装を分別収集する容器包装廃棄物と定めリサイクルしている自治体、または、ワンウェイプラスチックの排出規制等の事項に関し住民への啓発活動に積極的に取り組んでいる自治体」を指すとのことである。

本指標については、2019年度から数値が上昇していない。指標達成に向けた取組状況を担当課に確認したところ、県内全市町村に対し国の動向や財政支援制度など様々な情報を提供し、適切な分別収集や効果的なリサイクルの促進を図っているとの回答に留まり、未達成の3市町に対する特別な取組はうかがわれなかった。

本指標の成否は、各市町村の取組いかんであり、県として活動しうる限界があるとしても、3市町に対し特別な働きかけをしていなかったことは実質的には指標達成に向けた具体的な活動がなされていないに等しい。

県全体、県民全体で環境問題に取り組んでいくといった気運を醸成していくためにも、県内の自治体によって環境施策に対する取組姿勢が異なる状況は望ましいものではない。

なお、担当課からは、未達成の3市町について、2022年度中に、各自治体のごみ分別収集に関する計画に「ワンウェイプラスチックの排出抑制等について普及啓発

に努めること」といった事項が盛り込まれたため、同年度中に3市町についても指標を達成する見込みであるとの報告を受けている。

(意見43)

プラスチックごみの資源循環への積極的取組を市町村に求める施策については、令和3年度においても、プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数に係る指標を未達成の3市町から現状や課題を確認するなどして同指標について目標を達成できるよう取り組むべきであった。

ところで、プラスチックごみの資源循環に関しては、令和3年6月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行されている。同法第6条第1項は、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定しており、今後、本指標未達成3市町も含め県内全市町村によりプラスチック製品の資源循環に向けた取組が加速するものと思われる。

また、同条第2項は「都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならない」と規定し、同条第3項は「都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定している。

そこで、県において、本指標の達成に向けた取組はもちろんのこと、達成後も、次期の基本計画に関連する指標を設定するなどして、国の施策に遅れることなくプラスチックの資源循環促進のための取組や県内市町村への支援、働きかけがより積極的になされていくことを期待したい。

(意見44)

プラスチックの資源循環促進については、次期の基本計画にもプラスチックの資源循環促進に係る指標を設定するなどして、県独自の施策や県内市町村への必要な技術的援助、働きかけなどに積極的に取り組まれない。

## (2) 指標4-1 水質環境基準の達成率（河川・海域）

指標名	水質環境基準の達成率（河川・海域）				
	実績				目標
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
数値	100%	97%	92%	97%	100%

本指標は、基準年度である2017年度は100%であったが、基本計画（指標）策定後、2019年度が97%、2020年度が92%と徐々に数値を悪化させている。

担当課である環境管理課は、河川等の水質汚濁の主な原因について、工場、事業所からの排水及び各家庭からの生活排水とし、このたびの数値の悪化について県内の特定の河川における数値の変化を指摘する。

本指標達成に向けた取組としては、工場、事業所の立ち入り調査や指導を行い、一般家庭向けの対策として小学校等での「みんなで水質汚濁を考える教室」を実施するなどしているとのことである。

しかしながら、数値が悪化傾向にありながら2019年度以降新たな取組はしていないとのことであり、2021年度には97%まで回復したことを考慮しても、取組は消極的に過ぎるのではないかと思われる。

水質環境基準については、目標年度だけ達成すれば良いというものではない。第3次基本計画の期間中には指標設定時の数値を継続的に維持することができなかった事実を踏まえ、目標年度である2022年度の達成状況いかににかかわらず、次期の基本計画以降も関連する指標を設定するなどして、継続的、かつ、これまで以上に具体的、積極的な取組がなされることが望ましい。

（意見45）

水質環境基準の達成のため、次期の基本計画にも水質環境基準に関連する指標を設定するなどして、水質に係る指標の悪化傾向にある河川の流域地域などに対し、重点的な調査や指導、啓発活動を実施するなど、より具体的、積極的な取組を行われたい。

(3) 指標4-8 一般廃棄物の県民1人1日あたりごみ排出量 (g/人日)

指標4-9 一般廃棄物のリサイクル率

指標名	一般廃棄物の県民1人1日あたりごみ排出量 (g/人日)				
	実績				目標
年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
数値	946g	954g	964g	958g	845g

指標名	一般廃棄物のリサイクル率				
	実績				目標
年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
数値	16.8%	16.6%	16.0%	16.5%	30%

これらの指標については、基準年度である2018年度の数値(954g、16.6%)よりも、2020年度の数値は若干ながら悪化している。

県民の生活スタイルの変化等によるものと思われるが、これらの指標は、いわゆる3RのうちReduce(減量)、Recycle(再生)に関わるものである。

県は、県民向けに3Rを始め様々な環境対策に関する普及啓発事業を展開しているが、遺憾ながら、これらの指標に関する数値の悪化は、県の行う事業の効果(有効性)に疑問を投げかけるものといわざるを得ない。

本年度の包括外部監査は環境基本計画に関連する事業全体を対象とするものであるが、県民向けの活動としては普及啓発を目的とした事業の割合がかなり多いように思われる。もちろん、県民に対し環境に配慮した行動を促すにあたり、環境問題に関する認識がなければ行動の動機づけにならないであろうし、環境に配慮した行動や制度の紹介がなければ具体的な活動につながらないため、普及啓発は必要である。例えば、将来を担う若年層に向けた環境教育や環境に配慮した行動の紹介などは有効なものであろう。しかしながら、県民全体に対し環境に配慮した行動を促すにあたり、消費活動の中心である社会人向けの政策としては、単なる普及啓発では十分な効果が期待できない。次期の基本計画においては、県民向けの事業として、普及啓発に留まらず、環境に配慮した行動に対しインセンティブを付与するなど、県民が環境配慮に取り組むメリットを実感でき、具体的な消費行動、生活スタイルの変化につながりやすい施策を検討することも有用なことと思われる。

(意見46)

3Rに関する県民向けの事業としては、普及啓発のみならず、県民が環境に配慮した行動によるメリットを身近に感じることのできるようにし、具体的な消費活動、生活スタイルの変化につながりやすい施策を取り入れるなどの方策を積極的に検討されたい。

## 第5章 その他基本計画全般に対する監査の結果・意見

### 1 計画の進捗管理について

基本計画では、計画の進行管理体制として、知事を本部長とする部局横断組織である「徳島県環境対策推進本部」を中心とする体制の下、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行うとしている。

この点、令和元年度以降の同本部の活動状況を確認したところ、同本部は地球温暖化対策推進部会を設置し、同部会において地球温暖化対策を推進するための施策等の検討・協議・進行管理及び実施状況の把握を行うとされている。

しかしながら、同本部の事務局であるグリーン社会推進課の回答によれば、第3次基本計画が策定された令和元年度以降、同本部ないしは同部会が会議形式で開催された実績はない。

また、具体的な計画の進捗管理としては、グリーン社会推進課が各種関連計画の進行管理に必要なデータ収集、対策の検討、実施状況の把握、記録を行い、その結果を周知、公表するというにすぎず、上記した部局横断組織として進捗管理がなされている実態がない。

さらに、同本部の活動記録として、独立した記録はなく、グリーン社会推進課の通常業務における調査・照会・回答等がこれに相当するとの説明がなされている。

基本計画の進行管理主体として、部局横断組織である徳島県環境対策推進本部を設置したのは、言うまでもなく、環境政策が環境関連課（徳島県ではグリーン社会推進課、環境指導課、環境管理課）のみならず、産業、経済、農林水産、教育等の広範な分野にも関連し、これらの事業を担当する部署との相互理解と協力がなければ円滑な計画遂行がなしえないからである。

にもかかわらず、本計画の進行管理はグリーン社会推進課が通常業務の中で行っているにすぎず、同課において全体的な進捗の把握をなしえたとしても、部局横断組織全体、いわば県全体で各種施策に関する事業の点検・評価をし、その結果を共有して、見直し、改善していく運営がなされておらず、基本計画で示されている部局横断型のPDCAサイクルが実行されていない。

なお、令和3年4月1日には「グリーン社会推進本部」が設置されているものの、基本計画でうたう進行管理機能を果たしているとは評価できない。

(意見47)

基本計画に基づき設置された徳島県環境対策推進本部の活動は不十分であり、基本計画内でうたわれている部局横断組織による計画の点検・評価（PDCAサイクル）を実行するため、徳島県環境対策推進本部の運営やその活動内容について見直すべきである。

計画の進捗管理の事務局的役割を担うグリーン社会推進課においては、基本計画の「指標」に関しては達成状況を毎年確認し、徳島県環境審議会への報告や、徳島県環境白書を作成したうえで冊子や県ホームページ上での公表がなされている。

しかし、基本計画中には、指標と関連する事業のみならず、このたびの監査対象となった重点取組などもあるが、これらについて基本計画に関わる事業として進捗状況を一元的に管理するような体制（一覧表、報告書などの作成やデータ上での一括の進捗管理体制）はとられていなかった。

指標に関連するか否かに関わらず、基本計画で重点的に取り組むとされた事業についてその進捗管理は必須である。

(意見48)

現状では基本計画に関わる事業の進捗状況を一元的に管理できる体制となっていないことから、基本計画を所管するグリーン社会推進課においては、同計画に関する事業について、指標に関連するか否かに関わらず、一覧表を作成するなどして一元的に進捗状況を管理すべきである。



# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 第4章 計画の推進と点検・評価

### 1 計画推進の基本方針

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、県は、県内の環境の状況や環境政策の動向を的確に把握するとともに、次の点に留意し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

○あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み

県のあらゆる施策や行動に環境への配慮を十分に織り込み、県自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進すること。

○最適な組み合わせによる多様な環境施策の活用

環境保全の目的に応じて、環境教育・環境学習、情報提供などの自主的な取組を促すための施策や規制的・経済的手法の活用など、多様な政策を最適な組み合わせにより効果的に推進すること。

○各種計画との調和の確保

県の他の計画において環境の保全及び創造に関する事項を定める場合には、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう相互の連携を図るなど、環境の保全・創造に関する調和を確保すること。

○各主体とのパートナーシップの形成

計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップを形成すること。

○総合的な観点からの取組の推進

計画に掲げられた将来の環境像を実現するためには社会経済システムそのものを見直す必要があることから、環境、経済、社会の3つの側面に配慮して総合的に取組を推進すること。

# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

## 2 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村、県などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望まれます。

### ○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望まれます。

### ○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

### ○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望まれます。

### ○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望まれます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。

### ○県の役割

県は、自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進します。

また、計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップの形成を図ります。

# 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

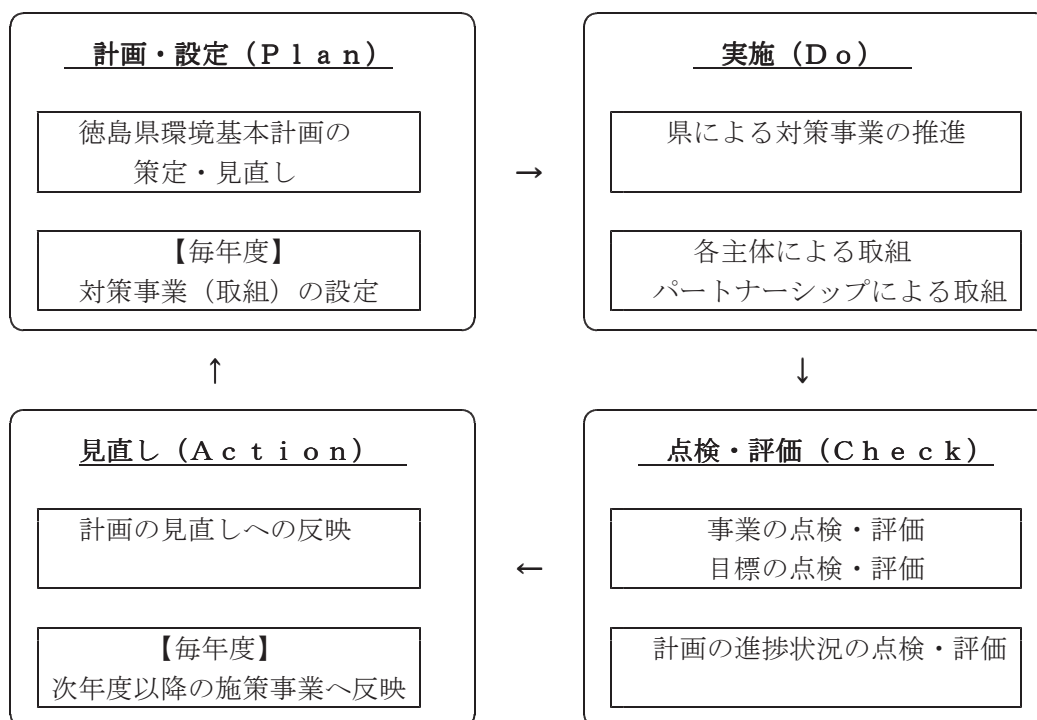
## 3 計画の点検・評価

本計画の効果的な推進のため、計画に基づく主要な環境施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理には、環境マネジメントの手法であるP D C Aサイクルの考え方を取り入れ、環境保全に向けた取組の設定（P l a n）→取組の実施（D o）→取組の実施状況や環境状況の把握及び点検・評価（C h e c k）→取組の見直し（A c t i o n）といった一連の流れによって、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、点検・評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」など既存の評価制度などの仕組みを活用しながら、計画の長期的目標や環境施策の各レベルに応じた目標や指標を用いるとともに、各分野別計画で設定した「数値目標」等を取りまとめることにより、それぞれの関連性を踏まえた総合的な点検・評価を行うよう努めます。

＜計画の点検・評価のフロー＞



## 【資料：第3次徳島県環境基本計画】

### 4 計画の進行管理体制

本計画の推進に当たっては、知事を本部長とする部局横断組織である「徳島県環境対策推進本部」を中心とする体制のもとで、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。

## 第6章 総括

### 1 委託契約について

今年度の監査結果として、委託契約における相手方の選択、契約締結時の検討、業務完了報告時の確認等にかかる意見や指摘が多数あった。

県職員のマンパワーにも限界があり、また、専門性の高い事業などについては当該事業にかかる知識、経験や技術を要する外部の第三者に委託すること自体は、県の事業執行の経済性や有効性を確保するうえで一定の合理性はある。

もっとも、県が独自に執行するのではなく、外部に委託する以上、県において、委託先の選考、委託契約にあたり委託する事業内容や委託料の検討、委託契約の終了にあたり委託先による委託事業の遂行状況、経費等の検査を適切かつ十分に行わなければ、上記したような委託契約によることの合理性を担保できない。

この点、本年度の監査対象である環境関連事業は、特に県内では関連事業者も多くはないためか、1者随意契約による委託契約が多用されていた。

個別の事業に対する監査結果においても述べたとおりであるが、1者随意契約では競争原理が働かないため経済性や公平性の点で問題が生じるおそれが大きいことから、1者随意契約締結の可否に関する判断は慎重になされなければならない。

また、公募型プロポーザル方式による随意契約によっても、多くの参加者が応募できないような方法では、結局、競争原理が働かず、上記した1者随意契約に伴う問題点を解消できない。

委託契約に際しては、費用の見積りに合理性があるか等を十分に検討したうえで委託料の決定がなされるべきである。そして、委託契約によっては、事業完了時における事業経費等の報告を求め、余剰金が生じた場合には返納を求めることができるような契約を締結することが望ましい。

そして、委託事業において、もっとも重要なことは完了報告時の検査と考える。県の事業執行に対しては内部、外部の監査が求められるが、これらの監査は委託事業における委託先の事業執行内容までは当然には及ばない。県が自ら事業を執行することなく外部に委託する以上、県自身により委託契約に基づき十分な検査がなされなければ、「委託事業」とすることで実質的に監査を逃れることとなりかねない。

環境関連事業に限ったことではないが、委託事業において完了報告時に十分な検査をなし、これを記録し、その結果を翌年度以降の事業へ反映させることは、県の執行

する委託事業において最も重要な点といえる。

本年度の監査対象となった環境関連事業のうち、この点が最も改善を要するものと思われる。各担当課においては、このたびの意見、指摘を踏まえ、今後の委託契約の締結、完了検査にあたって十分な対応をお願いしたい。

## 2 次の環境基本計画について

環境政策に関連して県は、「グリーン社会の実現」を重点テーマに掲げ、「GX」の実装に向けた取組を加速させるとする。環境問題に関する今日の世界全体の方向性、国の指針とも合致する時宜にかなった目標と評価する。

令和6年度以降の第4次の環境基本計画においては、県が目標として定める2030年度の温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）、国が定める2050年カーボンニュートラルに向けた社会、産業構造の転換とこれに伴う経済成長といった長期的な目標が強く意識されるものと思われる。

もともと、これらの目標は中・長期的なものであり、また、理念的な側面もあることから、そのまま基本計画にうたったところで具体的な成果は得がたい。

第3章から第5章までにおいてこれまでの環境基本計画にかかる意見を述べたが、次の基本計画も5年間の計画となるものと予想されることから、計画期間において着実に事業を遂行し成果を得るため、環境問題に関する普及啓発にとどまらない県内の事業者や県民の具体的な行動につながりやすい取組を盛り込み、同計画期間中の目標となりPDCAサイクルによる進捗管理に資する指標が設定されることを望む。

## 3 最後に

今日の情勢からして、地方公共団体の担う環境政策が今後さらに重要なものとなっていくことは間違いないことと思われる。

県による環境政策の着実な遂行は、良好な環境を県民に享受させるにとどまらず、先端分野である環境関連産業を成長させ県の産業競争力の向上につながる可能性を有する。

県においては、環境政策が県全体を豊かに発展させるものであることを強く意識し、これまで以上に積極的に環境施策を立案・実行していただきたい。